

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 3 年 3 月 9 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君
11 番	鬼 頭 勝 治 君	12 番	鷲 野 聰 明 君
13 番	島 田 浩 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君
教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君	市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君
上下水道部長	三 輪 進 一 郎 君	消 防 長	横 井 利 幸 君
保険福祉部長	近 藤 幸 敏 君	健 康 子 ども 部 長	小 林 徹 男 君
学校教育課長	猪 飼 政 和 君	ス ポー ツ 課 長	伊 藤 義 幸 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	丸 山 小百合	書 記	近 藤 泰 史

午前9時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（島田 浩君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

ここで、出席人数の調整のため、暫時休憩といたします。

午前9時30分 休憩

午前9時31分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

最初に、質問順位1番の4番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村議員。

○4番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目1点目、地籍調査の必要性について、2点目に発達支援センターの特徴について質問させていただきます。

初めに、現在、新型コロナウイルス感染症と闘う全ての方々、またワクチン接種に向け万全の体制に取り組んでくださる皆様に感謝をし、一般質問に入ります。

大項目の1点目に、地籍調査の必要性です。

地籍とは、人と言う戸籍のようなものです。資料をお手元に用意しておりますので参考にしてください。

本年は、皆さんも御存じのように東日本大震災から間もなく10年の節目を迎えます。東北地方を中心に2万2,000人余りの死者、行方不明者と尊い命が奪われました。さらに、家屋や建物も奪われ、土地や地形も流されています。とともに、生き抜くためのすべであるライフラインも切断され、途方に暮れる暇もなく、生き抜くために道路の復旧、住宅の再建、苦しくても前に進むしかありません。そのためには、まず土地の境界確認から始める必要があります。しかも甚大な被害を受けた大災害では、液状化現象、地殻変動などにより土地の境界を示す境界ぐいや境界びょうなどが移動したりなくなったりして土地の境界が不明確となり、こうした状況が迅速なまちの復興を妨げる要因になっています。

本市は、海拔ゼロメートル地帯、液状化現象などが考えられる南海トラフ地震が想定される

地域です。このような環境では、土地の境界を精度の高い地図上に残す地籍調査が必要です。国土調査法という法律に基づいて行われ、1筆ごとの土地について所有者、地番、地目などに関する測量を行い、その結果として新しく地籍図及び地籍簿を作成するものです。自治体においても地籍調査は土地を巡る行政活動、経済活動、全ての基礎データを築くために大切なものです。また、地籍調査への着手が遅れてしまうと土地境界の調査に必要な認証、証人となる人や物証、証拠となる書類などが失われ、時間が経過すればするほど調査が困難になることは間違いありません。

そこで、小項目1点目の質問です。

本市の地籍調査に対する考え方、目的などをお伺いします。また、地籍調査の方法についてもお伺いします。

小項目の2点目の質問です。

都道府県別の進捗率を見ると愛知県はかなり遅れているようです。この地籍調査が進まない理由はどのようなことが考えられるのかお伺いします。また、本市の場合、地籍調査の対象となる土地に対して何%ぐらい調査が済んでいるのかお伺いします。

小項目の3点目です。

国土交通省では、所有者不明土地問題が目に見えるようになり、地籍調査の緊急性を示しています。こうした緊急性についてどのように捉えているのかお伺いします。また、本市で行われた地籍調査の事例があればお伺いします。

次に、大項目の2点目、発達支援センターの特徴についてです。

令和元年9月議会において一般質問をさせていただきました。その後、児童発達支援センターを設置するとの発表があり、必要性については今さら言うことはありません。むしろ、愛西市に建設されることには大きな意義があり、その特徴について知ることが大切です。

そこで、小項目の1点目です。

このセンターは、海部圏域で初めての児童発達支援センターと捉えてよいのかお伺いします。また、近郊地域も含めると幾つセンターがあり、この近郊で一番近い児童発達支援センターはどこになるのかお伺いします。

小項目の2点目です。

既に実施設計、詳細設計まで進行していると思いますが、建物の外観、室内のレイアウトなど他市の先進事例を参考にした部分、また市の児童発達支援センターとしての特徴を出した部分、それぞれお伺いをします。さらに、財源についてはどのようなようになるのかお伺いします。

小項目の3点目です。

本市の児童発達支援センターが市内外に良い影響を与える施設となることを期待するわけですが、それは建物や施設がすばらしいということだけではなく、支援の内容、職員の運営体制などの充実が求められます。

そこで、令和3年度の準備段階としてどのようなスケジュールで進められるのか、条例なども含めてお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしく申し上げます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

地籍調査に対する考え方についてですが、特に土地改良事業や土地区画整理事業等が行われていない市街地については、災害後の早期復旧、公共事業の円滑化などの観点から、地籍調査、または同等の制度を有する測量を実施することは有効ではあると思いますが、国、県、また近隣自治体の動向を注視して、実施の可否を判断したいと考えております。

次に、調査方法についてですが、土地の関係者立会いの下、地目、境界などの調査を行った後、面積を測定する地籍測量を行い、地籍簿と地籍図の案を作成します。それらに関係者に閲覧していただいた上で承認を受け、登記簿がかき集められるとともに不動産登記法に基づく地図が備え付けられます。

次に、調査が進まない理由についてですが、現在は包括的委託が可能となり、調査がしやすくなりましたが、それまでは、直営で職員が調査、成果の作成をする必要があり、調査に関する合意形成などに多くの時間や手間が必要となったことが理由として考えられます。また、当地域は土地改良事業が広範にわたり施工されていることなどから、比較的構図がしっかりしていたことなどが考えられます。

次に、進捗率についてですが、地籍調査対象面積52.2平方キロメートルに対し、地籍調査実施済み面積が10.14平方キロメートルであり、進捗率は約19%となります。

次に、緊急性についてですが、土地利用ニーズの経過や都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化により所有者不明土地の増加が懸念されます。現時点では、所有者不明土地により公共事業の推進に支障が出ている事例や社会情勢等を注視しながら判断していきたいと考えています。

事例についてですけれども、旧佐屋町の一部、9.66平方キロメートルについて地籍調査が実施されています。国の指定を受けた地区が旧佐織町の一部にあり、地籍調査実施済み面積に含まれています。以上です。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、私のほうからは、児童発達支援センターについて御答弁させていただきます。

まず1点目の海部圏域で初めての児童発達支援センターとして捉えてよいか。また、近郊地域も含めると幾つあり、一番近い児童発達支援センターはどこになるのかということでございます。海部圏域では、市町村が整備する児童発達支援センターは初めてです。また、民間が整備する施設については、海部東部で令和3年5月に事業開始の予定と聞いております。

現在設置済みの施設といたしましては、海部圏域及び西尾張圏域では、一宮市が公営施設として設置しているのみでございます。

次に、2点目として、他市の先進事例を参考にした部分、センターとしての特徴、さらに財源についてでございます。

愛知県内外の先進地である日進市、滋賀県東近江市、三重県四日市市及び松阪市の施設を視察し、参考とさせていただいております。愛西市の施設の特徴として、まず構造上、療育ゾー

ンと相談支援及び管理ゾーン等を分離して、通所児童が落ち着いた環境で療育を受けることができるように配慮をしております。また、人に優しく環境に配慮し、療育室内のロッカーやげた箱など木質材を多く取り入れております。財源につきましては、合併特例債が5億1,680万円、森林環境譲与税基金750万円、公共事業整備基金2,735万円の活用を予定しております。

最後に、3点目の令和3年度の準備段階としてどのような予定をしているのか、条例なども含めてということでございます。

令和4年度の運用再開に向けて、令和3年度に準備室を設置し、早急に工事請負業者を決定します。議会の承認をいただき次第、正式契約を締結し、年度内の引渡しを目標に速やかに施設の建設を開始します。並行して設管条例の制定、事業の詳細について検討等を進めていきます。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、地籍調査ですが、現在は包括的委託が可能となり、調査もしやすくなったとの答弁をいただきました。例えば、40年ぐらい前なら土地所有者の方々も働き盛りの30代、40代と推測します。現在に置き換えれば、70代、80代となり、自身の土地などの相続を考える年代になります。そのようなとき、土地の境界を巡るトラブルを未然に防止するためにも地籍調査の必要性を感じます。

そこで、自分の土地の境界が分からないので、地籍調査を実施してほしいと頼めるものなのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

地籍調査は、市町村が主体となり実施計画を立て、おおむね1ヘクタール以上の調査区域を決定して実施するもので、1筆地単位で行うものではありません。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

それでは、市が行う地籍調査に係る費用については、国、県の補助があるのか。あわせて、市の事業に対する実施負担はどの程度なのかお伺いします。

また、所有者が応じる場合、市民に対して費用が発生するのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

調査に必要な経費の2分の1は国、4分の1は県が補助し、残りの4分の1が市の負担となります。県、市町村が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象になることが国や県において示されています。また、市民に対する負担については、境界確認の立会いなどにおける交通費等の負担や私有地内の境界ぐいについて経費を負担していただくことがあります。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

国、県の補助が得られれば、市の持ち出しは少なく済むわけです。土地所有者の皆さんと協力の下、市としても地籍調査事業の再開を検討課題とすることを望みます。新たな都市計画、

まちづくり、さらには災害時の早期復旧、土地境界の確実性を高めることが必要と考えます。

そこで、この地籍調査の境界立会いにもし所有者の方が来なかった場合、どのような不利益が発生するのかお伺いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

境界立会いが行われない場合、筆界未定となります。調査後に境界確定の必要が生じた場合、当該関係者で地図と地籍の訂正を申請することになり、手間と費用がかかることとなります。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

緊急性の問題では、災害時だけではなく、かなり切迫したものがあると思います。当然、高齢化社会でございますので、認証が失われる可能性は高まるばかりです。地縁あるいは血縁関係の希薄化により、資産としての土地に関する意識が低下してきています。こうした社会的状況が変化する中、相続登記が数代にわたって行われていないことなどにより、所有者不明土地が増えているとの指摘もあります。

そこで、市内の所有者不明土地の対応をお伺いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

平成30年6月、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定されたことに伴い、これらの関係法令に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化を図っていくことが必要であると考えております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

一括質問の答弁では、所有者不明土地も表面化していないように見えますが、制度に基づき適切な対応をお願いします。

現在、住んでいるまちに今後とも住み続けていくためには、子供たちや孫たちの生活環境がより良好なものとなり、やがて来る高齢化社会にも備えた生活の豊かさを感じられるまちづくりが求められます。その場合、都市計画の見直し、再構築に当たっても地籍調査の必要性は欠かせません。地籍調査が行われていれば、都市計画もスムーズに進み、市街地の整備や公共事業の効率化、コスト削減にもつながります。この点についてお伺いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

地籍調査により、土地の位置と形、地番、地目、面積を確定することにより、調査結果を災害復旧や公共事業に活用することができ、事務事業の効率化にも役立てることができるとされています。これらのことなどを総合的に勘案し、実施の可否を判断したいと考えています。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

ぜひ適切な判断をお願いします。

第2次愛西市総合計画の基本計画5では、快適な便利なまちづくり、都市基盤の課題を示しています。特に、計画的なまちづくりについては、市街化区域の再編成、交通施策と中心拠点の機能強化とを連携させた集約型まちづくりの推進を必要としています。この計画を実行に移

すために地籍調査が有効と考えますが、都市計画の再編成など市の計画があればお伺いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

現時点で、都市計画の再編に関する具体的な計画はございませんが、都市計画の見直し等については、国や県の動向を確認しながら調査・研究をしていきたいと思っております。なお、佐屋駅周辺については、交通結節点機能の強化に向け、調査等を開始いたしました。道の駅周辺整備事業では、補助金を活用して地籍調査と同等以上の精度で測量を実施することにより、地籍調査が実施された区域と同様に扱われる国の姿勢を受ける予定です。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

今、佐屋駅周辺の調査開始、あるいは道の駅周辺整備事業も地籍調査と同等の指定を受けるとの答弁をいただきました。地籍は財産ですので、道路、河川などの公共財産は管理者において適切に管理しなければなりません。管理行為の一つとして台帳の作成が必要です。本市の場合、どこまでの台帳ができていますのかお伺いします。さらに、法定外公共物、里道、赤道、水路、青道などについてはどうかお伺いします。また、圏領道路の解消について地籍調査が有効ではないか、お伺いをします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

道路台帳は、それぞれ認定路線ごとに図面、数量などを管理しています。河川台帳は、市で管理しています準用河川を整備しています。

法定外公共物である赤道・青道はそれぞれの旧町村で平成14年から地方分権一括法により国から市町村に譲与されており、図面により管理しています。

次に、圏領の関係ですけれども、地籍調査により境界情報は整理できますが、圏領道路の解消には、土地所有者の御理解と御協力が必要と考えています。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

いずれにしても、地籍調査を進めるためには土地所有者の皆さんの協力が必要になります。地籍調査を行うことにより、公共物の敷地の境界が明らかとなり、各種公共物の台帳整理に役立ちますし、官民境界、市の土地と民地の境界を明らかにすることは市民の皆さんの負担軽減にもつながると考えます。

そこで、まず地籍調査を行うのであれば、官民境界からと考えます。これは、土地所有者の方へ市側からのシグナルになるはずですが、この官民境界からという考え方を伺います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

正規調査が実施されていない地域については、大規模災害の復旧、復興において費用や時間が相当かかることが想定されます。そのため、地籍調査には官民境界を先行して調査を行う官民境界等優先調査があります。通常の地籍調査に比べ早く調査ができ、災害時における道路等のライフラインの早期復旧ができる利点があります。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

地籍調査の利点を生かして、市と市民の財産である土地を守っていただくことをお願いしま

す。

それでは、次に児童発達支援センターの特徴に移ります。幾つか特徴を御答弁いただきました。地域的には、先進的な取組になります。施設としても、人に優しく、環境に配慮というコンセプトの下、木質材を多く取り入れることにより森林環境譲与税などを有効に利用しているというのは、施設の特徴とともに財源の面にも生かされていると思います。

先ほど準備室を設置するとの答弁をいただきました。取組など、どのような内容を検討されているのかお伺いします。そして、委託をされる部門はあるのか、あれば名称と委託先もお伺いします。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

児童発達支援センターは、市が運営しますが、相談支援事業については専門性や継続性が求められることから社会福祉法人に委託する予定でございます。また、具体的な取組ですが、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援の基本的な3事業に加え、ペアレントプログラムや保護者会の支援等、当事者だけでなく家族支援にも力を入れてまいります。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

家族への支援はとても大切なことです。家庭でも支援センターと同等の関わりができるサポートが必要だと思います。本市の児童発達支援事業所「あいさいわかば」から発展をし、センターとしての機能を備え、多くの方の支えとなり、頼りとなることを期待しています。令和3年度当初予算編成の中で市の最重要課題として子育て世代施策、公共施設マネジメント、観光振興施設の3つが上げられています。特徴ある公共施設として、児童発達支援センターが市の最重要課題である子育て世代施策として位置づけられるのではないかと思います。

そして、今もなお、あいさいわかばは特徴のある療育を行っています。

そこで、児童発達支援センター新設後もあいさいわかばの原点として残していきたい療育のプログラムをお伺いします。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

現在のあいさいわかばの最も大きな特徴は、親子通園でございます。愛西市内に民間事業所が運営する他の児童発達支援事業所はありますが、児童単独の通園となります。児童発達支援センターでは、親子通園を引き継ぎつつ、単独通園のニーズにも対応していきます。

また、保育所等訪問支援事業を新たに実施し、保育園・学校等との連携を強化するとともに、障害児・者の方に対して総合的な相談体制を構築します。

施設設備の整備においては、伸び伸びと活動できるように園庭を設けるほか、調理室を設置して給食の提供を行うことも可能となります。これまで以上に充実した支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

ぜひ、特徴ある発達支援センターの確立をお願いします。



最後に、市長にお伺いをします。

地籍調査については、旧市当時と現在とでは時代背景が違います。土地は市民の方の財産であり、市の財産でもあります。適正な調査が必要と考えます。ぜひ必要な計画に基づいて再開を望みます。

また、児童発達支援センターについては、新設としての建設で近郊地域との位置づけや本市の特徴ある取組も答弁いただきました。その中で、特にちょっと準備室についてお話をいただけたらと思います。どのような内容になるのか、それぞれ見解をお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

最初に、地籍調査について御答弁をさせていただきます。

地籍調査につきましては、令和元年度の状況でございますが、全国的では52%、愛知県では13%が実施をされているというふうにお聞きをしております。こういった状況と、あと議員からも御質問をいただいた財政的なメリット等を考えまして、市といたしましては補助対象となるような公共事業については制度を活用して計画的に進めていくということが有利になるのではないかという考えの下、今後進めていかなければならないというふうに思っております。

あと、議員もおっしゃられました、土地所有者の方々のまずは御理解がなければ、なかなか事業が進められないということでございますので、愛西市におきましては、圏領道路等いろいろな課題がございますが、まずは所有者、地権者の方々の御理解を得て、その上でどのような制度を活用して進めていくかということ判断しなければならないというふうに思っております。

また、地籍調査につきましては、なかなか一般的にまだ皆様方御承知ではないというふうに思いますし、我々市としても地籍調査という言葉はなじみの薄いものでございますので、やはり知名度、そして調査への理解、合意形成を図っていくことがまず一番肝要かというふうに思っております。十分検討をしながら財源確保等、有利な状況になれば、当然そういったものを活用しながら事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、児童発達支援センターの件でございますが、この発達支援センターにつきましては、地域福祉の増進、子育て世帯へ子育て支援の一つの事業として愛西市として重要な事業であるというふうに思って現在進めさせていただいております。対象となる方を就学前、学齢期の児童の方に加えまして、障害を含めた相談支援事業を実施し、総合的な支援施設を目指していきたいというふうに思っております。

また、保健医療、福祉、教育等の専門機関と今まで以上に連携することにより、地域の中核支援拠点となり、障害の有無に関わらず、身近な地域で生き生きと暮らすことができることを目指していきたいと思っております。

来年度準備室を設置して準備を進めてまいりますけれども、人と心を育むまちづくりに向け、しっかりと対応できるよう我々としては準備を進めていきたいというふうに思っておりますし、

特定財源を活用しながらこの事業も進めていくという計画になっておりますので、関係機関ともしっかりと連携をしながら着実に進めていって、対象の方々をはじめ、地域の方々に少しでもなじみのある、そして喜んでいただける施設になるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を10時20分といたします。

午前10時09分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の17番・真野和久議員の質問を許します。

真野議員。

○17番（真野和久君）

それでは、3月議会の一般質問を行ってまいります。

今回は、1つ目として学校施設老朽化対策について、2点目として公共施設のインターネット使用、Wi-Fi設置について、それから、3番目として成年後見制度について質問を行います。

まず、第1点目、学校施設の老朽化対策についてであります。

一昨年でしたか、教育委員会で学校校舎の見学を行って、その中で児童・生徒にとっても危険な箇所が指摘をされて、施設の改修を求める意見が出されておりました。学校校舎自体の耐震改修は愛西市は終了していますが、生徒・児童が学校生活を送る上で危険な箇所の改修はまだたくさんあります。そして、この件に関しては、やはり安全に生活を行ってもらうためにも一刻を争うものではないでしょうか。市として早急に改修をしていく対策が必要だと思えます。今年度、市は小・中学校施設老朽化対策検討委員会をつくられました。その中で検討を進めていく予定でありましたが、新型コロナウイルス対策の感染症の影響もありまして委員会の開催が大きく遅れていると思われます。

そうした中で、1つ目として、小・中学校施設老朽化対策検討委員会の中身についてお尋ねをいたします。

検討委員会の検討状況は、今どのような状況になっているのでしょうか。また、検討委員会の今後のスケジュールについて教えてください。

そして、2つ目として老朽化対策そのものについてであります。今年度の検討委員会の後、答申が出されれば改修工事はいつから始められるのでしょうか。

3つ目として、小・中学校規模適正化との関係であります。愛西市は、一方では小・中学校

規模適正化の案として立田地区、八開地区の学校を一つにまとめ、小中一貫校1校をつくるという計画が今出されていて、そうした説明も伺いましたが、地域の反対もあり進んでいる状況ではありません。

ただ、その一方で、今回老朽化対策という形でそれぞれ学校校舎の改修、あるいは建て替えといったことが検討をされています。そうした中で、その両者の関係についてどういうふうになっていくのかをお尋ねします。

1つは、この2つの方向性のうち、老朽化対策を優先されてやっていくのか、あるいは学校統合のために老朽化対策をそうした対象の学校に関しては遅らせる、あるいは統合に伴って行っていくという形で、老朽化対策そのものを行わないことはあるのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それでは次に、大きな項目2点目の公共施設のインターネットの使用、またWi-Fiの設置の問題であります。

先日も市民の方から愛西市の文化会館でZoomを使った会議を行いたいと思ってインターネットの利用、会場での部屋でのインターネットの利用が可能かどうかということで問い合わせたところ、そうしたことはできないというふうに言われたというお話がありました。その方は、今のこの新型コロナ対策の対応の中で、そうした様々なグループの打合せとか勉強会とか、そうしたものがZoomなどを使ったネットを通じたそうした学習会や会議が行われるようになってきている中で、インターネット接続ができないというのは非常に問題で何とかしてほしいという声がありました。

実際、また先日も土曜日に県の愛知県防災ボランティアコーディネーターの研修会がありましたが、これも会場には参加者は数十人程度にして、それ以外はいわゆるインターネットによるZoomによる接続での学習会というのもありました。これの件に関しては、社会福祉協議会の8階の総合福祉センターで社会福祉協議会がいわゆるグループ視聴ができるようにということで対策をしていますが、それに関しても、残念ながら愛西市の市の公共施設、文化会館とか公民館であればできなかったというような問題もあります。

そうしたように、やはり今後様々な形でネットを使った講座や、あるいは会議というものが行われていく可能性があります。そうした中で、現在の愛西市の公共施設のインターネットの接続状況は現在どのようになっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、文化会館や佐織公民館、コミュニティセンターなどの会場を利用する際に、そうした部屋を利用する際にインターネットを活用した会議などができるようにしてはどうかというのをお尋ねします。

また、3点目として、愛西市の市役所、支所、またコミュニティセンターなど、そうした施設においては、いわゆるWi-Fiが設置をされていません。例えば、ほかの市町村では、市役所等でWi-Fiが設置をされていて、そこに訪問された市民の方々が自由にそれを利用できるというようなことが可能になっている施設も今増えています。特に、窓口などで受付をする際、いろいろ様々な相談や申請をする際にも、空いた時間にそれに関連するようなものを調

べたりとかというようなこともあると思いますので、ぜひともそうしたことが利用できるようお願いしたい。その点についてのお尋ねをします。

それから、3点目として、成年後見制度についてであります。

先日も独り暮らしの高齢者の方から、親族とも疎遠でこれからの生活が非常に不安なので、身近な人に後見人になってほしいがどうすればいいかというような相談がありました。ほかに、成年後見制度そのものや、また身元保証に関する相談もだんだんやっぱり増えてきました。そうした中で、例えば特に病院への入院や、また施設などへの入所に対して、まだまだ身元保証人が必要な場合も多くて、そうしたことで身元保証人代行業者にそれを頼むことでトラブルが起こるということも度々報道をされるようになってまいりました。

成年後見制度は、障害を持たれた方や、また認知症などで本人の判断能力が低下した人を支える制度で、本人や、またその配偶者の方などの申立てによって家庭裁判所は後見人を選任し、本人に代わって金銭や財産の管理や契約の代行などを行う制度であります。そうした制度そのものが非常に今、重要視されていますが、そうした中で愛知県内でも今多くの地域でそうしたことに対するセンターが開設されてきています。今年の1月には、弥富市と蟹江町と飛島村の合同のいわゆるNPO法人海部南部権利擁護センターが開設をされました。また、あま市でも開設をされると聞いております。

そうした中で、まず最初に成年後見に関して市の窓口や、またあるいは社会福祉協議会や包括支援センターなど、そうしたところへの相談があると聞きますが、その相談の状況と対応についてお尋ねをいたします。

まず、最初に以上の点についてお答えをよろしく申し上げます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、学校施設老朽化対策について順次お答えをさせていただきます。

検討委員会の検討状況についてでございますが、コロナの影響により今年度は現在まで委員会開催が2回となっております。この2回の委員会におきまして、本委員会の趣旨と各校の老朽化に関する現状について御確認をいただいております。

次に、今後のスケジュールでございます。

今年度内にもう一回開催をしたいと考えております。来年度も5月から会を再開し、年度内に教育委員会への提言をいただけるようスケジュールを考えてまいります。

次に、改修工事の予定でございますが、現在は未定でございます。

次に、老朽化対策を優先させるのかという御質問に対してでございます。

どちらが優先というわけではございませんが、検討委員会からの提言を受けて、他の部局とも協議した上で事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校統合のために老朽化対策を行わないことはあるかという御質問でございます。

学校施設の老朽化により、児童・生徒が危険にさらされることがあってはならないことから、その対策について検討を進めており、小・中学校の規模適正化を優先することにより、学校施設の老朽化対策を行わないということは考えておりません。以上でございます。

○総務部長（奥田哲弘君）

私からは、2点目の公共施設等のインターネット、Wi-Fiについて御答弁をさせていただきます。

市内公共施設24ございますが、接続をしていないのは3施設でございます。

次に、Wi-Fiの関係でございますが、公共施設におきましてデジタル化推進のためにWi-Fiの必要性は認識をしております。既に若手職員で構成する情報化推進専門部会を立ち上げ、設置に向け調査・検討を行っているところでございます。

また、文化会館、公民館、コミュニティなどの御質問をいただきましたが、市として統一した見解で進めるべきとの考え方の中で、全般的にその中で検討をさせていただくという思いでございます。以上です。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、成年後見に関する市窓口や社会福祉協議会の相談の状況と対応についてお答えさせていただきます。

成年後見制度につきましては、高齢者の方の相談は地域包括支援センターへ、障害者の方の相談は社会福祉課及び社会福祉協議会で対応いたしております。相談内容といたしましては、成年後見制度の説明や、成年後見の申立てに当たっての専門機関の紹介、親族が申立てを行う場合の支援、市長申立て手続等でございます。

令和元年度の相談対応件数は、高齢者の方38人に対しまして延べ193件、障害者の方6人に対しまして延べ31件です。令和2年度は、1月までの実績で、高齢者の方17人に対して延べ55件、障害者の方2人に対して延べ2件です。市長申立てを行った件数は、令和元年度2件、令和2年度は、この令和3年1月末までで1件です。全て対象者は高齢者の方でございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

ありがとうございました。

それでは、再質問を行っていきたいというふうに思います。

1点目の学校施設老朽化対策についてであります。先ほどの答弁の中で今年度から来年度にかけて委員会を行いながら、来年度中に教育委員会への提言をできるようにということで、今そういったことで進めているという話がありましたが、今回の学校の校舎等の老朽化対策について、主に具体的にどのような対策を検討しているのか。対策の内容ですね、危険箇所等の。また、その範囲、建て替えなど、そうしたことについての具体的な中身について、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

○学校教育課長（猪飼政和君）

委員会では、市内小・中学校の現状をまず確認をしていただいて、それぞれの施設において長寿命が可能であるか、あるいは可能であればどのような手法が考えられるか、また新しく更新すべき状況にあるのではないかなどの実際の施設の状況についての確認をしていただき、検討を進めていきます。

また、併せて学校施設に必要とされる機能について、トイレなどの環境の整備の状況であったり、バリアフリーなどの状況についても確認を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○17番（真野和久君）

ということは、現状の老朽化、危険対策だけではなくて、いわゆる児童・生徒が学校生活をする上での環境そのものの改修も行っていくということですね。

そうした中で、ただ、こうしたことを検討していただきながら、今年度中に提言を行っていただくということになってはいますが、先ほどの答弁の中でも改修工事に関してはまだ全く決まっていないという答弁がございました。しかし、せっかく提言をされながら、その後の改修工事がなかなか進まないのでは、子供たちの危険がそのまま継続されていってしまいます。現状、実際のところ、愛西市は学校トイレの改修に関しても、耐震改修を優先させたという点もありますけれども、ようやくこれで各小・中学校のトイレの一部改修のめどが立ってきたと、一巡できるようなめどが立ってきたというのが現状であります。

そうなるべくと、この老朽化対策そのものを一体いつまで行っていくのかということになってくるわけでありませぬ。ただやはり、その危険な部分をしっかりと直していくためには、時間、スピードというものが必要になってくるわけでありませぬ。そうした点で、この市内全体の老朽化対策の工事をいつ頃までに終えるかなどのおおよその期間とかめどといったものはないのかについてお尋ねします。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

先ほどお答えさせていただいたとおりなんですけれども、委員会からは各施設の今後の方向性等について提言をいただくという形になっております。そういった提言に対する対策に対してのそれを講ずる機会につきましては、その提言の内容実現に向けた具体的な方策を今後検討していくこととなること、あるいは、これからその実現に向けて財源であったり、補助金の活用であったりを合わせて検討する形になります。今御指摘のあったとおり、施設の改修等につきましてはできる限り速やかに行いたいと思っておりますが、現時点では具体的な機会については未定となっております。

#### ○17番（真野和久君）

できるだけ言いながらも具体的には何のめども立っていないのが現状ということになります。実際のところ、これまでの学校改修、大きな大規模改修に関しては、トイレや耐震など、いわゆる国の助成金の申請をした範囲で順番にやってきたというのが現実であります。そういった点でいうと、それをもってしてやはりこれまでと同じような状況で、いわゆる10年以上かかってしまうというようなことにもなってくると考えられますが、その点で補助金以外のところで市の財政なども含めた形で、できるだけ早く進めていくという考えはないのかについてお尋ねしたいと思っておりますが、市長どうですか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

当然、教育部局で改修や建て替え等の方針が決まり、内部で我々として実行するということ

が決まれば、それぞれの財源を活用して行っていくべきだというふうに思っております。

真野議員、これからの計画が何も立っていないというふうなことをおっしゃられました、今検討委員会のほうでしっかりと我々としては現地確認をしていただいて、どのようなことを大規模改修なのか建て替えなのか、どうするのかを検討していただいているということですので、やはり手順を踏みながら進めていかなければならないというふうに思いますし、例えば建て替えになった場合、その今の学校敷地で建て替えられる学校であれば、それはそういった考えもありますし、建て替える場所がない場合はどうしたらいいのかといったことは、当然今後、地域の方々や学校関係者の方々と協議を進めていかなければなりませんので、そういったことを考えますと、今現時点でいつどのように進めていくということは答えることができないということですので、議員も十分御承知かと思いますが、我々としてはしっかりと手順を踏みながら進めていくことが必要だというふうに思いますし、当然そういった場合には、有利な補助金を活用するという事は市にとって必ず必要だというふうに思っておりますので、活用できる財源はしっかりと確保していきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

当然、今検討委員会が始まったばかりですので、具体的にどういう形の改修が行われるかということはまだまだ未定の分からないところがたくさんあると思います。

ただ、市の考え方、姿勢として確認をしておきたいのは、先ほども申し上げましたが、耐震改修して、特にトイレ改修に関しては、やはり強い要望があるにもかかわらず、ようやく一巡してきたというようなところで、まだまだ改修しなきゃならないというのがたくさんあるような状況になっています。やはりこれと同じように、学校校舎に関しては児童・生徒の危険というようなもの、安全といったものも関わってくるので、そういった点でいうとできるだけ早くやっていく必要があると思うんですね。それが順次、順次ということで10年とか20年とかというような形の計画になってしまうと、どうしても本当にそれでいいのかということが出てくると思うので、その点についての基本的な考え方をお伺いしたいということですが、どうでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

当然、真野議員おっしゃられるとおり、我々としてはそういった必要性があれば、市としては最大限、教育部局と協力しながら活用できる財源をもって整備に当たっていかねばならないというふうに思っておりますし、その間、児童・生徒の方々に危険が及ばないように個々の修繕はしっかりとしながら対応していくという考えの下、進めていかなければならないというふうに思っております。

今の適正規模についても、やはり委員会から教育委員会の提言をされ、その後、いろいろな皆様方と調整をしながら説明会等も進めてまいりましたが、なかなか御理解がいただけないということで、現状、またコロナの影響もあり、なかなか皆様方との話合いができないという状況ではございますので、やっぱりそういったこともありますので、当然こういった今の老朽化

検討委員会につきましても今後様々な話合いや検討を進めていく中で、こういった御意見やアイデア等が出していただけるか、また地域の方々に愛される学校をどのように構築していくかという部分についても、しっかりと見極めながら進めていくことが必要だというふうに思っております。

財源につきましては、やはりしっかりと市としては行わなければならない事業に対して財源確保をしていくということですので、それは教育部局とよく連携をしながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（真野和久君）

財源については、いわゆる国からの学校関係の実は補助金だけではなくて、起債とか、いわゆる愛西市の公共事業、公共施設の関係の基金等も使うことも検討していただけるということではよろしいでしょうか。

ただ、今、市長が言われましたが、学校の適正化の問題に関しては地域の方の理解が得られないといっても、やはり案そのものは地域の方にとって受けられるものかどうかというのも出てきます。そうしたところを今後の見通しといったところを含めて、よく分からない中でいろんな様々なことが取りあえず進めていかれるというところでは、市民の方々にとっても非常に不安な状況が続くだけであります。そうした点で、そうした問題に関してもしっかりと方向性を示しながらやっていただくことが必要ではないかというふうに思います。

先ほど、最初の答弁の中で、学校統廃合を優先させることはないという話ではありましたが、ただ、やはりそうした地域の反対等も含めて、なかなか進めることもできないのにそのままずるずると話だけが残っているという点の中で、じゃあ、老朽化対策は本当にしっかりしてもらえるんだろうかというような不安の声も出ています。その点について、適正化の問題ももう一度見直すというようなことも含めた形で老朽化が行われるのだろうか、その点については教育委員会としてはどのように考えられていますか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

今回の学校施設老朽化対策につきましては、各学校をそれぞれ見ていただいて、どの学校が緊急性があるか、そういった視点で見ていただいております。これ何度も申し上げておりますが、規模適正化とは違う視点で、今ある学校についての検討を行っておるということですのでございます。

おっしゃられるとおり、現在、教育委員会が提言をしております規模適正化については、まだ地域の御理解を得られない状況ですが、当教育委員会といたしましては、地域の御理解を少しでも得られるように粘り強く協議を続けていきたいと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

その辺がやはり地域の声というのをしっかりと踏まえながら、もう一遍やはり進めていくことが重要なので、そうした点であくまでもそのままいくんだというのは、やはりなかなか市民の皆さんの理解が得られないのではないかというふうに思います。

やはりそうした学校の老朽化の問題についても、どうめどを持ってやっていくのかというこ



とが出てくると思いますので、当然提言が出れば、市としてそうした方針をできるだけ早く出していただきたいというふうに思いますので、その点についてよろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、2つ目の公共施設のインターネットの使用について、Wi-Fiの設置についてということについて再質問を行っていきたいというふうに思います。

先ほどの説明の中で、現在、部内で検討をしていますという話がありました。まず最初に、Wi-Fiについてお尋ねをしますけれども、どのような話になっているのか、例えば本庁、支所、それからコミュニティセンターとか、あるいは様々な公共施設がありますが、Wi-Fiが使えるようになるかどうかということに関しては、その点どこまで検討されているのか。あるいは、もしできましたら、いつ頃実施ができるのかについて、ありましたら回答をお願いします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

この検討におきましては、Wi-Fi、インターネットに限った検討ではございません。市のデジタル化推進のために今後の市の在り方全般を検討しておりますので、当然、公共施設全てに対して愛西市としてどうあるべきか、そういった検討をしているところでございます。したがって、今後の予定は設置、時期とも今後検討をしていくという形になるかと思いません。以上です。

**○17番（真野和久君）**

それじゃあ、その次、いわゆる文化会館とか公民館、コミュニティセンターなどの会場使用時のインターネットの利用、活用についても、同じように同時に検討をしているということですか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

そう考えていただいて結構です。

**○17番（真野和久君）**

こういった機器の市民への提供に関して、非常に愛西市は今遅れているというふうに思うんですけれども、その点、特に会場を使用した場合のインターネット活用に関しては、検討しているといつ頃からできるか分からないというような状況では、やはりスピードが必要から考えると非常に遅いというふうに考えますが、そうしたことを早急に検討していくことが必要だと思うんですけれども、その点はどうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

議員おっしゃられました、いろいろ判断基準はあろうかと思えます。ネット環境のことを今言われたわけですが、全般的に市として公共事業は考えておりますので、その中で今デジタル化の推進のために検討をしているということでございます。当然、検討内容によって今後どういったところに必要なのか、どの時期にすべきなのかというのは併せて考えさせていただく予定でございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

当然、市全体のデジタル化という問題も検討していくのは当然だとは思いますが、ただ、その中でやはり本当に必要だと言われているようなことに関して、そうすると全体のあれがまとまらないとやれないというような状況では、非常に困ったことになるんじゃないかなあというふうに思います。

特に、文化会館などは民間の業者なども使いますし、様々な会議も行われるという中では、やはりこうしたものというのはなかなか必要ではないかというふうに思いますし、業者等であれば、自分たちでWi-Fi等の環境を使いながらということもできるとは思いますし、やはり市民の方の様々な団体やグループであれば、とてもそこまで費用を使ってやることは難しいので、そういった点でも市の公民館等にそうした利用ができるようにしていくことは非常に重要だというふうに思うんですが、その点について、じゃあ、そのデジタル化の推進、あくまでもまとまるまではやらないということですか。

○総務部長（奥田哲弘君）

冒頭にも申し上げましたが、デジタル化の推進のために、私ども若手職員を充てて全体的なデジタル化であれ、各施設の今議員がおっしゃられたことであれ、順番的に検討をしております。したがって、全てが固まってからやるということもあるでしょうし、順番を追って施策を一つずつ考えていくということもあるかと思えます。まさに、今の検討をしている段階ですので、全て中身をお答えする段階ではないということは御理解をいただきたいと思えます。

○17番（真野和久君）

非常に曖昧な答弁で、非常に大変困りますが、具体的に全体として決めるまでではないとなってくると、それぞれ個々に順番に検討をしていくんだという話であれば、一定その優先順位というのはどういったものが考えられるのかについて答えてもらえますか。あるいは、全体的なもしそういうのであるというのであれば、いつ頃までにそれを決めるのかも含めて。

○総務部長（奥田哲弘君）

それも含めて全体的に検討をしているのであって、議員のように一つずつを捉えておっしゃられても、当然国のほうも今年デジタル庁を設置して全体的に進めていくわけです。私どもも、まずその住民サービスの中でデジタル化を考えるべき。当然、こういった各施設の利用者に対する利便性を図るというのも重要ですが、それをどうバランスを取っていくか、それが一番重要だと思っておりますので、そういった点も含めて検討をしているところでございます。

○17番（真野和久君）

全く答えになっていないというような状況で、それでは本当に、やはり市民の要望に対する積極的なとか、それをさらにスピードを持って進めていこうという意欲があまり感じられないというのは非常に残念です。

特に、やはりそういった点については、スピードを持ってしっかりと対応できるようにお願いをしたいというふうに思います。

じゃあ次に、3つ目の成年後見制度についてお尋ねとしたいと思います。

まず、続々とそれぞれのセンターが建てられるという、設置されるという状況になっていま

すけれども、県内市町村の成年後見センターの設置状況についてお尋ねをしたい。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

県内の市町村の設置状況でございますが、令和2年の11月に愛知県が行いました調査では、39市町村が設置をいたしております。近隣では、津島市、大治町、一宮市が未設置でございます。弥富市、蟹江町、飛島村は3市町村広域で令和3年1月から設置をいたしており、また、あま市、稲沢市はそれぞれ令和3年4月に設置の予定でございます。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

ということで、この近隣でいうと設置が具体的に進んでいないのは当市と津島市だけというような状況になっているわけですが、そうした中で、愛西市として成年後見支援センターの設置、また津島市と近隣市町との広域センターの設置、また協力をしていくというような考え方というのは、今はないでしょうか。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

市の成年後見センターの設置につきましては、相談の状況を踏まえつつ、今後も必要性でありますとか設置の在り方などを含めて検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

国のほうでは成年後見制度の利用促進に関する法律という中で、市町村に対してこうした後見制度の利用の促進に関する施策の基本的な計画を定めるというような内容の努力規定があります。そういった中で、愛西市は今までそうした計画等も含めて、設置をしていこうとかどういふ形でやっていくのかということに関して、今まで具体的にどのような相談、話がされてきて、これからどういう形でこういったことを検討していくのか、もう少し具体的にお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほども最初の答弁の中でも意外と相談もあるので、そうした点では具体的にやはりそうしたことを検討する必要があると思いますので、その点はどうでしょう。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

先ほどの御答弁でもありましたとおり、現状においては相談の対応についてはそれぞれ地域包括支援センターでありますとか、障害者の方については社会福祉課の窓口、もしくは社会福祉協議会のほうで現状対応をしているということでございます。今後は、そういった相談の状況なども含めて、検討の材料としてしつつ、今後も検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

先ほどの計画等をつくるような考えもこれからということですか。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

計画等につきましても同様でございます。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

以上で、時間も来ましたので私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時10分とさせていただきます。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の14番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡議員。

○14番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回、新型コロナウイルス感染症対策についてと人口について、また35人学級についての3点についてお伺いさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、愛知県も緊急事態宣言が発出されました。令和3年2月22日現在、全国では累計感染者数42万6,465人、死亡者数が7,548人、愛知県では累計感染者数が2万5,602人、死亡者数が510人、愛西市では累計感染者数が190人でございます。

内閣府では、新型コロナ対応に奔走する地方公共団体の取組を支援するため、令和2年度第1次補正予算で1兆円、第2次補正予算で2兆円、第3次補正予算で1兆5,000億円の地方創生臨時交付金を確保し、この地方創生臨時交付金はコロナ対応のための取組である限り、地方公共団体が自由に使用できます。

そこでお尋ねいたします。

地方創生交付金の国の総額とその交付金を活用して、各課はどういう理由でこの事業を選択したのか、お尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者への対応につきまして、お尋ねいたします。

令和3年2月23日現在、愛西市では190人の感染者が見えます。感染者は、新聞、ホームページで知ることができますが、市では独り暮らしや高齢者世帯等のコロナ感染者を把握し、対応しているか。市民が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、相談マニュアルを作成しているかお尋ねいたします。

我が国でも、いわゆる第3波が到来、新規感染者の急増、新規感染者の拡大に医療提供体制が追いつかず、入院すべき患者を絞り、重症化リスクのない無症状者や軽症者は宿泊施設や自宅療養とする方針を示されています。

そこでお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお尋ねいたします。

ワクチン接種は、世界各国で行われています。我が国では、医療従事者に先行接種が行われています。65歳以上のワクチン接種が4月から開始されますが、ワクチン接種についてお尋ね

いたします。

1. ワクチンの効果は。
2. ワクチン接種で副作用が起きた場合の対応は。
3. ワクチン接種の対象者や優先順位は。
4. ワクチン接種の受ける方法については割愛し、以上3点についてお尋ねいたします。

続きまして、人口減少対策についてお尋ねいたします。

愛西市人口ビジョンでは、2040年には何も対策を講じない場合、市の人口が4万6,484人、推計結果が出ています。市は、今後目指すべき将来の方向性に、1. 自然減を抑制する取組、2. 社会減を抑制するために社会増を促進する取組、3. 人口減少、高齢化に対する取組を掲げているが、どのような取組を行ったかお尋ねいたします。

次に、昭和45年の線引き（市街化区域及び市街化調整区域の都市計画決定）後、約51年が経過しております。市を取り巻く社会経済状況や自然・環境に対する市民意欲は大きく変化しています。市は、市街化調整区域内の土地利用規制を緩和する考えはないかお尋ねします。

最後に、35人学級についてお尋ねします。

政府は、公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定いたしました。現行は、小学校1年のみ35人で、小学校2年生から6年生は40人。2021年度には小学校2年生を35人とし、その後、学年ごとに順次引き下げる。25年度に全学年を35人とする。愛知県は少人数によるきめ細かな指導体制を構築し、子供たちの安全・安心な学びを保障するため、小学校第1学年、小学校第2学年及び中学校第1学年で実施しております。

資料1をちょっとお願いします。

35人学級を小学校第3学年に拡充するため、御存じのように愛知県では小学校3年生に少人数学級を拡充しますということで、予算額が12億578万7,000円計上しております。必要学級数なり必要教員数を含めた予算を今計画してございます。

それで、愛西市にお尋ねします。

市の35人学級の考え方を教えてください。

以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

初めに、地方創生臨時交付金の総額と、あとその交付金の活用についてということで御質問いただきました。

国からの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、3次補正分まで交付限度額の通知は来ておりますが、現在、市の成立予算といたしましては8億414万6,000円でございます。

交付金活用事業の目的は、様々な理由がございまして、感染症拡大に係る費用をはじめ、休業要請協力金のように事業継続や雇用維持への対応であったり、市民生活を直接支援する上水道基本料金の免除、また新しい生活様式を踏まえました地域経済の活性化等を目的としたプレミアム商品券やキャッシュレス事業などの推進が上げられております。

各課が地域の実情に応じた必要な事業を様々な角度から提案をいたしまして、国からの臨時交付金を最大限に活用して実施しているものと考えております。

私からは以上です。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症の感染者の対応についての1点目について御答弁させていただきます。

独り暮らしや高齢者世帯の感染者の方の把握と対応についてでございます。

原則、感染者の把握は県の保健所で行っておりますので、市では把握できません。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

私のほうからは、相談マニュアルの件でございます。

マニュアルの作成はしてございません。基本的には、保健所が相談に乗りますので、これまでも市に相談が寄せられたこと自体ございません。

2つ目のワクチンの効果でございます。

効果につきましては、発症予防と重症化予防でございます。

2つ目のワクチン接種で副反応が起きた場合の対応でございます。

接種後の経過観察中にアナフィラキシーショックなどの副反応が起きた場合につきましては、その会場で問診、あるいは接種に当たった医師による診察、応急措置を踏まえ、症状によっては救急車を呼ぶなどの対応を想定しております。

続きまして、優先順位でございます。

対象者は、基本的には全国民、当市においても全市民を対象としております。ただし、現時点で承認されているファイザー製薬のワクチン接種の場合につきましては、16歳未満の方は対象外となっております。

優先順位は、既に接種が始まっております医療従事者を皮切りに65歳以上の高齢者、65歳未満の基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、それ以外の一般の方と続きます。以上でございます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

2つ目の人口減少対策の1点目、人口ビジョンの方向性に対する取組ということでお答えさせていただきます。

本市では、平成27年度に愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

この戦略の中で、「働いてみたい」「行ってみたい」「子育てしてみたい」「住み続けてみたい」まちづくりの4つの基本目標を掲げ、自然減、社会減の抑制や少子高齢化、人口減少に対応する施策及び事業を各方面からのアプローチで実施しております。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

私からは、土地利用規制の緩和の件で御答弁させていただきます。

都市計画法による土地利用規制に関する制度については、市街化調整区域内の地区計画や県

条例による区域指定などがありますが、現段階でこれらの具体的な計画の予定はございません。今後、土地利用の規制緩和については、対象地域の土地利用分析のほか、都市計画に関する課題の解決手法や実施事例の検証を含め、県と協議をしていきたいと考えております。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

35人学級に対する市の考え方について御答弁をさせていただきます。

愛西市が単独で先行して35人学級を進めることはございません。

愛知県が、国の取組に先行して来年度から35人学級の対象を小学3年生まで拡充する方針であれば、市も同様に小学3年生まで35人学級を実施することといたします。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策、対応の地方創生臨時交付金についてお尋ねいたします。

この1年多くの事業をやられてみえます。地方創生臨時交付金で多くの事業が数知れないほどあるんですが、未執行の総額と事業残金の多い事業ベスト5を教えてください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

第1次、第2次の地方創生臨時交付金を充当した事業総額は9億3,376万円で、事業未執行額は決算見込みで1億8,039万円です。

事業残金の多い事業でございますが、商工業者の冬支度応援事業で6,492万円、小・中学校GIGAスクール事業で3,465万円、プレミアム付商品券補助事業で319万円、高齢者インフルエンザ予防接種事業で496万円、修学旅行対策事業で257万円であります。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

相当な金額が未執行でございますが、1億8,000万ほどあるようです。

その財源の活用についてどのように考えているか。また、お隣の稲沢市とか蟹江町は、コロナ対策として昼営業の飲食店に協力金を支給してみえますが、愛西市もそういうお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

交付金の未充当財源につきましては、既にお認めをいただいている一般財源を活用したコロナ対策事業に充当をいたします。

現在の市の方針として、新たな対策事業につきましては、国の3次補正で措置され、令和3年度に繰り越される地方創生臨時交付金を財源として、必要な事業を厳選して事業展開していきたいと考えておりますので、議員御提案の事業につきましても、次年度において検討する課題の一つとして捉えさせていただきます。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

今回、この地方創生臨時交付金のことにお尋ねさせていただきましたのは、国のホームページに相当な数の実例がございました。その実例を愛西市に向けたいろいろ各課が御検討されて

みえると思うんですが、実際その内容については我々議会のほうが承認させていただいております。

ただ、先ほど言いました近隣の自治体がニュースになること自体というか、なっちゃうと、どうしても愛西市ももらえるんじゃないかと、また冬支度の関係で近隣の市町村にも御迷惑じゃないですけど、もらえるんじゃないかと、いろいろ各自治体が特色を表してやってみえます。ぜひとも、市のほうもコロナ対策、また第4波が来るようなおうわさも聞きますので、その辺の対応をよろしくお願いいたします。

次に再質問で、一応写真、お願いします。

これ、愛西市の庁舎内で職員と市民の方の区切れはあるわけですね。市民同士の区切りがないわけです。

もう一枚、お願いします。

これが公共施設、体育館で、検温器が設置されております。実際そういう区切りと検温器の設置の考えがあるかどうかお尋ねいたします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

ロビー等においてソーシャルディスタンスをお願いしておりますが、スペース等の問題もありますので、現時点では区切りを設置する考えはございません。

また、検温器につきましては、体温で用務をお断りすることは市役所としてできかねますので、設置する考えはありません。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

今、皆さん御存じのように確定申告をしております。確定申告も申告者と職員の間には区切りがあります。その入り口には検温器で検温を測ってみえます。市民の方が公共施設へお見えになる場合、文化会館もそうですけど、きちんと検温をしております。その辺をやはり第4波が来たり、いろいろ家を出たときには健康でしたけど、その途中、いつ何どきなるか分かりませんので、その辺の計画をよろしくお願いいたします。

この新型コロナ感染症の感染者に対する対応についてお尋ねいたします。

感染者を把握していない場合、県にその情報を求めることができるかお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

以前、市長会を通じて情報の要望をしておりましたが、感染者を特定する情報はお伝えできないという旨のことを事前に伺っております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

第3波に来た折に、やはり県の普通の新聞の段階で今何人が感染したということで、愛西市もうなぎ登りで、右肩上がりで人数が相当増えた経緯がございました。

そうすると、市民の方から誰がこんなにうつっておるんだとか、どういうふうだということでも不安で、以前は保健所かどこか分かりませんが、白い服装を着て消毒してみえる姿を見て、ああ、あそこにそういう感染者が来たとか、いろいろうわさが立つんですが、そこで市民の方から、万が一濃厚接触者とかになった場合、感染者が一人暮らしとか、高齢夫婦等が近隣に親



類が見えない場合、身の回りの世話や食料、飲料水などをどのように確保するかお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

現在の県の対応としては、コロナウイルス感染症の軽症者等、自宅療養をする方が食事の提供を希望される場合、1日3食分の弁当を配食していると聞いております。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

やはりうちの町内のほうも田舎ですので、高齢者宅が多いわけですね。実際、今御答弁ございました県に行くとか云々というのは一切分かりません。

ですから、我々議員のところか総代か民生委員さん、そういう方々にやはりどうしたらいいかと、ただうちの旦那、奥さんがちょっと高熱を出したとかそういう疑いがあったとき、そういうことも聞けない。要するに、そういう対応を今後第4波が来る前に市のほうで対応しておくようお願いいたします。

また、新型コロナ感染症患者のうち、自宅療養となった方に対して、患者の健康状態や表情の変化を迅速に把握するため、ちょっと写真をお願いします。パルスオキシメーターを、これですね、温度が分かるやつですが、自治体によっては貸してみえるところもあるんですが、健康観察等に活用している自治体がありますが、愛西市も実施できないかお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

パルスオキシメーターにつきましては、コロナ感染症に県が必要に応じて貸し出すと聞いております。市として貸出し等の考えはございません。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

今、部長の御答弁で、聞いておりますということで、実際市民の方がいろんな方が見えて、私も伺った方ですと、年末、濃厚接触者ということで津島の保健所へ行きましたら、三河のほうのホテルで2週間おってこれという事実もございました。実際、そういう関係で、やはりこういうパルスオキシメーターというものを迅速にお渡しすれば、報道であったんですが、何人かがこれをなくして亡くなられた方もお見えになります。やはり人の生命というのは一刻一刻、時間によって変わってきますので、その辺の御検討もよろしくをお願いします。

次に、令和3年今月議会の定例会で、資料をお願いします。

予算が提出されて、今回市民の方がちょっと御説明をお願いしたいんですが、個別・集団接種の場所とか、タクシーチケットの配付について説明をお願いいたします。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

現在での想定接種場所でございますが、集団接種会場は佐屋保健センター、佐織保健センター、立田南部地区防災コミュニティセンター、八開総合福祉センター、川淵地域防災コミュニティセンター、永和地区防災コミュニティセンター、親水公園総合体育館及び市役所南館の計8か所で予定をしております。

個別接種につきましては、現状でございますが、市内の医療機関16か所ほどを予定しております。

次に、タクシーチケットの配付の件でございますが、65歳以上の方に予診票等を併せてタクシーチケットを送付いたします。御自宅と接種会場までの料金のうち、お迎え料金と初乗り料金の計650円の往復分を2日間で計4回分を補助するものでございます。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

先回その内容をお伺いしたんですが、今回質問させていただいたのは、市民の方にこの場を通してそういうのが分かるようにちょっと質問させていただきました。

それで次に、愛西市の職員についてお尋ねいたします。

今月の終わりに御勇退される幹部の方、また市長もお考えになると思いますが、人事異動等計画してみえると思います。

今回、コロナ対策としまして、来月、4月の末にいろいろ接種、また今言われたいろいろな会場に職員も行かれる。また、今現在、確定申告してみえるんですが、これも延長、また市長におかれましては来月市長選がございます。これ最小限に移動ができないか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

人事異動につきましては、必要な範囲内で適切に実施したいと考えております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

この新型コロナの関係で、市民また今の職員も多分御苦労があるかと思えます。そこでまた新しい課とか何かに行きますと、やはりそれ以上に精神的にストレスがたまったりいろいろあるかと思えますので、この新型コロナ感染症が終息すれば、またワクチンも全員が打てれば、そのような異動等もよろしく願います。

次に、令和3年、先月ですが2月18日に新生愛西クラブ代表・鬼頭勝治議員、愛西クラブ・私、山岡幹雄、公明党あいさい代表・竹村仁司議員、3会派が愛西市長に新型コロナウイルス感染症対策に関する関係を要望いたしました。

1に、ワクチン接種について安全かつ円滑な運営ができるよう速やかに体制を整えること、ほか3項目、新型コロナウイルスについて、いろいろ市長に御要望させていただきましたが、この要望につきまして、市長の御答弁をよろしく願います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは御答弁させていただきます。

3会派の皆様方、4点について御要望をいただきました。

市といたしましては、これまでも新型コロナウイルス感染症防止に対しまして様々な事業等を展開してまいりました。御要望の中にも、ワクチン接種を速やかに実施することや市民のため市内感染者を防ぐためにも感染症予防対策を継続して行うことなど、非常に重要な事項を要望していただきました。

我々市といたしましては、こういった要望につきまして真摯に対応していかなければならないというふうに思っておりますし、特にワクチン接種については、国等の報道等によりますと日々状況が変わってくるという状況もございますので、市といたしましては、できるだけ情報

収集をしっかりと行って、皆様方の安全・安心のためにスムーズな接種が行えるよう体制を整えていきたいというふうに思っております。

また、継続して行っております感染症予防対策につきましても、先ほど総務部長も御答弁させていただきましたが、状況を加味しながら、しっかりとした支援等を行っていきたいというふうに思っております。

市といたしましても、他の自治体よりも違う政策等も今までも展開をさせていただいております。これは、議員の皆様方の御理解も得て実施することができると思っておりますし、また市民の皆様方、事業者の皆様方の御理解と御協力の下、実施ができるというふうに思っております。今後につきましても、状況をしっかりと把握をしながら様々な施策を展開していかねばならないというふうに思っております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

市長、御答弁ありがとうございました。

市長におかれましては、来月、3期目に向けた選挙がございます。その辺のことも一生懸命やられるかと思えますけど、今回の新型コロナウイルス感染症の関係もしっかりやっていただくということでよろしくをお願いします。

次に、愛西市の出生・死亡者の表、ちょっとお願いします。

この表は令和2年3月から月々、令和3年1月まで、ちょっとこの表だと見にくいんですが、もう一枚お願いします。

これ、青いのが出生、オレンジ色というか赤色が死亡者です。

この表を見ていただきますと、現状、人口が日々減っていております。この表を見て、市の感想をよろしくをお願いします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

高齢化率の高い愛西市におきましては、出生数が死亡数よりも下回る自然減の減少が如実に表れ、少子高齢化の傾向が強く影響しております。

愛西市の人口ビジョンにおける将来展望の方向性の下、人口減少に歯止めをかけ、活力ある持続可能な地域づくりの実現を目指しまして、市総合戦略における施策・事業に取り組んでいくところでございますが、市の大半は市街化調整区域であり、住宅が建ちにくい区域でもありますが、今後も自然減や社会減の抑制のための取組について継続的に検討を進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

じゃあ、継続的に検討されるという御回答をいただいたものですから、ちょっと提案で、ちょっと資料をお願いします。

これは、稲沢市の今年度から都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に対する条例ということで、調整区域でも家を建てられますよということで、今年度から稲沢市は実施しております。

人口減少が進む市街化調整区域内の既存集落について定住人口の確保と地域のコミュニティ

一の維持を図るため、指定区域で住宅を建てるようになるということです。稲沢市は一応そういう条例を立てました。

1枚お願いします。

これが赤いところが調整区域で住宅の近隣のところに指定をして、こちらに失礼ですけど、市街化並みの誰でも家を建てられるという区域でございます。

1枚お願いします。

こちらが法立地区で、赤い地区が法立の2というところで、周りが法立1と3という区域で、この区域であれば住宅が建てられるということで、このような関係で、調整区域でも江南市、津島市等も独自で条例を制定してやっておるんですが、市も条例を制定する考えはないかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

土地利用規制緩和となる新たな制度を運用するには、区域指定をするために県条例の基準を満たすほか、周辺の市街地の空洞化や都市機能をコンパクトに集積した都市構造の実現を妨げないように留意するなど課題も多くあります。

このことから、市で条例を制定するには事務処理市への移行が前提となりますが、人口減少社会の都市的課題を的確に捉えた上で、市の地域特性及び地域実情を生かした都市計画施策が講じられるよう考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

いろいろ御説明があったんですが、簡単に言えば、できないということで、ただ大村知事も下水、水道等を整備すれば、そういう区域を決定すれば、県も認めますよということで早急にやっていただくようお願いします。これは人口増にもつながりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、35人学級のことに質問させていただきます。

公立小学校の学級編制を35人に引き下げる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案、2021年2月2日閣議決定されております。2021年度から5年かけて1クラス当たり引き下げるということで、国のほうはしておりますが、市としての影響はどのようになるかお尋ねします。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

今後市内小学校の6年生までを35人学級とすることにより学級増となった場合には、教員につきましては、県のほうで確保していただくこととなりますが、市としましては、学級増に伴って、空調であったり、ICT機器などの設備の整備、あるいは市で雇用している非常勤講師等の配置増などの影響が考えられます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それで、先ほど真野さんも言われたんですけど、立田、八開地区の小・中学校はどうなるかお尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

立田、八開地区における小・中学校の規模適正化につきましては、引き続き、その実現のために地域における合意形成を目指していきたいというふうに考えております。

○14番（山岡幹雄君）

立田、八開地区の来年度以降の新入学生徒数を教えてください。

○学校教育課長（猪飼政和君）

現時点で、来年度の新入学児童数につきましては、立田南部小学校については16名、立田北部小学校については17名、八輪小学校については19名、開治小学校については11名の予定で把握しております。

○14番（山岡幹雄君）

この表を見てもらうと、35人学級で、青い線のところは立田、八開です。

それで適正化が2015年に実施され、もう既に六、七年たっております。そこで、そのときに生まれた子供は小学校1年生になるかと思うんですが、実際、市長にお願いしたいのは、進めるべく決断じゃないですけど、早急に判断していただいて、地域の方々がやはりこの適正化に対して御尽力いただくことをお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（島田 浩君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を12時といたします。

午前11時49分 休憩

午後0時00分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の9番・神田康史議員の質問を許します。

神田議員。

○9番（神田康史君）

議長の発言の許可をいただきましたので、私のほうから、通告に従い、愛西市消防本部の現状及び今後の方向性というテーマで一般質問させていただきます。

なお、質問の流れといたしまして、コロナ禍における市消防本部の現状、第1次愛西市総合計画の総括、第2次愛西市総合計画における計画の進捗状況、最後に消防長在任中の総括と消防本部への思い、こういったことを軸に順次質問していきますので、簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、私見ではありますが、消防は市民の生命と財産を守ることが最大の使命であると、私は考えております。その具体的な活動範囲は複雑多岐にわたり、火災時の消防活動、救命活動、災害時の救援・救助活動、支援物資や被災者の運搬活動、加えて交通事故時の救命活動等が考えられます。

特に、交通事故の際は一刻を争う時間との戦いであり、救急出動をする隊員、中でも救急救命士の存在は不可欠なものとなります。消防は災害時のみならず、平常時においても幼稚園や

保育園、小・中学校での避難訓練や救急講習、事業所や市内地域への防災・防火の啓発活動を行っていただいています。しかしながら、このコロナ禍においては、事業の開催是非などについて苦勞が多かったのではないかと思います。

そこで質問いたします。

市消防本部の現状について、コロナ禍の現在とコロナ以前に分けて、その比較において総括を述べていただきたいと思います。例えば、通常実施している事業やイベント等でお示してください。また、その事業がコロナ禍でどのように阻害され、それに対してどのような対策を取ったのかを御答弁ください。よろしく願いいたします。

#### ○消防長（横井利幸君）

令和2年2月に国内で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した当初は、その感染経路や予防対策が確立されていない状況であり、中止した行事等が多くありましたが、その後、感染経路や予防対策がある程度明らかになるにつれ、対策が取れる行事を行ってまいりました。

イベント等の比較を消防団、消防署、予防に分けて御答弁をさせていただきます。

消防団活動は、年度初旬の総合訓練、消防団観閲式は新型コロナウイルスの感染拡大が急に進行している状況を鑑み、中止をしました。消防団員のモチベーションの維持や訓練成果を確認する場が必要と考え、秋に全分団を対象とした消火活動訓練を実施しました。消防団年末夜警につきましても、詰所での会食は控えるなど様々な密集しない工夫を施し、活動をしました。

次に、消防署が行う訓練・講習等は、救助技術成果発表会、職員訓練発表会は中止といたしました。当初は、救命講習、避難訓練、自主防災訓練、講師派遣、署内訓練、起震車による地震体験等は、ソーシャルディスタンスが十分確保できないと判断し、講習等を行う際にもありますが、感染予防対策の方法が明らかになるに従い、講習等を行う際に市民の方が安心して受講または参加できるように感染防止対策を施し、実施をしました。

最後に予防ですが、市内の保育園などを対象と行った防火教室は、3密を避けるために受入れ人数を制限し、開催時間を短縮し実施をしました。

住宅用火災警報器普及啓発は、毎年訪問による設置率調査を行ってまいりましたが、感染拡大を防止するため、電話による聞き取り調査に代えて実施をしました。以上でございます。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

では、第1次愛西市総合計画の現状と課題の中で、本市は東海地震の地震防災対策強化地域、及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、発生が予想される巨大地震への対応が不可欠になっています。この地域は、また過去に伊勢湾台風などの風水害も経験しており、総合的な防災体制の確立が必要となっています。

第1次総合計画では、地震に対しては既存建物についての耐震化、風水害に対しては堤防高不足や老朽化した排水機の整備、災害への備えに対しては消防団と常備消防のさらなる充実、連携、強化を図ることの課題や自主防災組織の指導・育成、活性化により防災意識の高揚を図り、消防資機材の高度化や消防水利の計画的整備を図る。つまり消防基盤の整備、充実、消防

団の施設、車両、資機材の効率化、効率的運用による強化、常備消防との連携による体制の強化、つまり消防団の充実・強化、さらに救急隊員の高度教育や救命資材の整備、市民に向けた心肺蘇生等応急手当の普及・指導の推進による救急・救命率の向上、つまり救急救命体制の充実等が述べられております。

また、第2次愛西市総合計画では、第1次総合計画同様の課題が述べられていますが、自主防災組織を中心に地域に応じた防災力の向上を図っていく、そういった必要性を述べられています。

複雑多様化する火災・災害・事故など、消防の対応すべき事象が増加しており、緊急搬送件数、重篤患者数も増加傾向にあると思います。このような中、質の高い消防、救急対策を担うため、消防職員一人一人の知識の向上や消防機材等の整備などの消防力の強化を求められると述べられています。

目指す姿として、災害を最小限に抑えるため、地域との協力体制が構築されている。また、万が一、災害、火災、事故の際にも迅速に対応できる消防・救急体制が整っているとあり、これを実行するため、消防本部の各課が具体的な取組を上げています。

例えば、消防本部総務課、消防体制の充実。つまり広域化を視野に入れた近隣消防本部との連携、協力体制の構築を図る。消防署消防課、救急・救命体制の充実。つまり市民に対して応急手当の知識・技術等を普及するため、救命講習や応急手当講習を実施する。あるいは、消防本部予防課、火災予防及び防災対策の強化。つまりは、市民及び市内の事業所に対して、防火・防災指導を行うとともに、住宅用火災警報器の普及や啓発を行うと述べられています。

そこで質問いたします。

消防活動のうち、主に防災・消火活動において、第1次総合計画にある防災基盤の整備・充実、消防団の充実・強化、救急・救命体制の充実、これはどこまで進んだのか。それぞれ具体例を挙げて、個別に御回答をお願いいたします。

#### ○消防長（横井利幸君）

最初に、防災基盤の整備、充実でございます。

多種多様化する災害に対応するため、平成22年度より統一的な現場活動を行うため、指揮車を導入しました。以降順次、消防車や救急車の更新整備を行うとともに、平成25年度には海部地方消防通信指令センターの共同運用を開始し、充実した消防通信環境の整備を行いました。

次に、消防団の充実・強化でございます。

市消防団は、旧4町村の4つの消防団による連合体制から組織を統合・再編し、平成20年度から4方面隊・17分団から成る愛西市消防団が発足しました。その際、分団車庫等の施設や車両を効果的に配備し、運用を図りました。その後も安全装備品の整備に加え、南海トラフ地震や風水害への対応といたしまして、救助用ゴムボートや救命胴衣、携帯用無線機などの資機材を全分団に配備し、より有効で安全な活動が実施できるよう充実・強化に取り組みました。

次に、救急・救命体制の充実でございます。

採用において救急救命士有資格者を採用することで、救急隊に一人でも多く救急救命士を配

備できる体制を整えるとともに、積極的に救急・救命に関わる研修に参加させることで、救急隊員のスキルの向上に取り組みました。以上でございます。

**○9番（神田康史君）**

御回答ありがとうございました。

では、第2次総合計画では、地域に応じた防災力の向上を図っていく必要性を述べられています。

そこでお尋ねいたします。

この課題を解決するため、消防本部が実施したこと、これは一体何だったのでしょうか。また、第2次総合計画の中で目指す姿を標榜する際、主な取組として消防体制の充実、救援・救助体制、あるいは火災予防体制等、いろいろな内容が記載されておりますが、第2次総合計画は2018年から2025年のため、いまだ道半ばであります。よって、おのおのの事業内容と進捗状況を御回答ください。

**○消防長（横井利幸君）**

災害の多様化、大規模化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持するために、消防広域化の検討を進めているほか、消防通信指令台の共同運用や津島市との境界付近で効果が見込める地域にて津島市消防本部と連携・協力体制を構築し、消防力を強化しました。

消防庁舎や消防水利など消防施設も老朽化により修繕が必要なものについては、随時修繕を行っております。

人材育成は、計画的に愛知県消防学校や消防大学校へ職員を入校させるほか、消防業務に関わる研修に参加させ、知識・技術の取得を図りました。

また、地域とのつながりを強めるため、従前より運用している愛西市消防団サポーター制度の枠を市の若手職員まで拡充し、防災力の強化に努めております。以上です。

**○9番（神田康史君）**

ありがとうございました。

では、次に移ります。

第2次総合計画の中で目指す姿を標榜する中、先ほど答弁いただいた消防指令台の共同運用や広域化を視野に入れた近隣消防との連携・協力を図るとのことでした。

これは、名古屋市との指令センター共同運用に関係することでもあると思いますので、再度、その前に一度聞いておるんですけども、その内容とその趣旨及び得られる効果について御教示ください。

**○消防長（横井利幸君）**

海部地方の5消防本部、瀬戸市、尾張旭市消防本部、名古屋市消防局の8消防本部は、令和7年度から指令の共同運用を目指し、事前協議に合意をいたしました。

司令の共同運用により生まれるメリットとしましては、1つ目として、災害情報の一元的把握により、災害対応能力の強化、2つ目として、業務集約による効率化及び効率的な人員配置、3つ目といたしまして、指令装置を共有することで新たな通信技術革新の導入や施設整備や維



持管理に関わる効率化、高度化かつ安定した業務の継続です。

令和3年度に実施設計、令和4年度から令和6年度に整備を行い、令和7年度から名古屋市役所にて共同指令センターとして運用開始の予定をしております。以上です。

**○9番（神田康史君）**

ありがとうございました。

それでは、今までは外側のつまり消防活動、防災活動の質問をさせていただきました。

切り口を変えて、次に内側の問題、つまり、人事、労務管理、なかんずく採用、人材育成に関する問題です。よろしく願いいたします。職員の採用と職員教育の現状の課題について伺いいたします。

また、1に職員の募集方法や採用方法についてはどうなのか。次に、現在の職員数及び男女別並びに日勤と交代勤務員の数はどうなのか。消防団員及び消防団員数及び男女数について御回答ください。

**○消防長（横井利幸君）**

職員の募集方法や採用方法でございます。

ウェブサイトや広報紙等による一般公募で、市の採用試験基準に沿って行います。

次に、現在の職員数でございます。

3月1日現在の消防職員数は102人です。男女別は、男性が101人、女性が1人です。

勤務別は、日勤者18人、交代勤務者84人です。

次に、消防団員数及び男女数でございます。

消防団員数は385人で、男性が381人、女性が4人です。以上でございます。

**○9番（神田康史君）**

ありがとうございました。

一般論ではありますが、現場に赴く職員は大変危険業務のため、教育訓練の重要性は顕著であると思います。時には大声を出して厳しい口調での指導となるなど、危険と背中合わせの業務のため、ハラスメントとならないようにしっかりと指導をお願いいたします。

そこで質問いたします。

現状の現場教育訓練の具体的な内容とカリキュラムはどのようになっていますか。第2次総合計画の中で救急・救命体制の充実を標榜されています。その担保のためには、専門教育を受けた人材が不可欠となります。現在、市消防本部には専門教育を受けた人、例えば救急救命士等の有資格者は何人在籍していますか。また、勤務体制や処遇、その他モチベーションを維持するに足る状況になっているかどうか、御回答ください。

**○消防長（横井利幸君）**

初めに、現場教育訓練の具体的な内容、カリキュラムについてでございます。

警防、救急、救助、通信業務に大別し、年間訓練計画を作成し、各訓練を実施しております。年4回の総合訓練に加え、不定時出動訓練を行っております。

次に、救急救命士資格者数でございます。

救急救命士は28人です。

次に、救急救命士の勤務体制や処遇、モチベーションを維持できる状況についてでございます。

救急救命士は24時間体制で、救急車に各1名以上乗車させ、出動をしております。また、毎年、愛知県が実施する救急救命士再教育講習や県内で開催される講習会などへ積極的に参加し、自己研さんに努めて使命感の高揚を維持しております。以上でございます。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

では、最後にお尋ねいたします。

横井消防長、長い間重責を担われまして御苦労さまでした。在任中の総括と消防本部への思いや、やり残した課題等があれば語っていただきたいと思っております。お願いします。

#### ○消防長（横井利幸君）

消防長として3年間務めてまいりましたが、コロナ禍での令和2年度は様々な行事が中止になる中、救急の最前線で活動する職員は、感染の恐怖と闘いながら使命感と責任感を持ち、新型コロナウイルスの感染者や発熱等のある感染疑いのある傷病者を多く搬送しました。

中でも、私が一番恐れていたのは、消防職員から感染者を出し、消防業務が継続できなくなることでしたが、感染防止対策をしっかりと行うことで、消防職員から感染者を出すことなく業務を継続できたことに感謝をしております。間もなく、医療従事者等として多くの消防職員がワクチン接種を受ける予定でありますので、少しは感染リスクを抑えられるかと期待をしております。

私の40年余りの消防人生の中で一番印象に残っているのは、平成7年に発生をしました阪神・淡路大震災に救助隊員として派遣され、当時は緊急消防援助隊という体制が構築される前でしたので、装備も十分ではない中活動したことです。

発災後10年を迎える東日本大震災には、当本部からも多くの職員が緊急消防援助隊員として派遣をしましたが、当消防本部設立以来、幸いにも市内では県外に応援を依頼するような大災害は一度も発生しておりませんが、今後発生が危惧されております南海トラフ巨大地震に対してはしっかりとした受援体制を構築し、対応します。

今後の課題ですが、人材育成が非常に重要であると考えます。施設や装備等は経費をかければそろえることができますが、現在は若い職員が非常に多い体制ですので、統一的な教育が必要と考えております。

消防長として在任中の3年間、事あるごとに職員に伝えていた言葉があります。それは、「仕事が厳しく大変ですが、職場の雰囲気は明るく、人間関係は温かく」と。消防は24時間勤務であり、寝食を共にし、同じ釜の飯を食う関係であるとともに、災害現場では厳格な指揮命令体制が必要な職場体制でありますので、人間関係が非常に大切であると思っております。

今後も明るい職場の雰囲気、温かい人間関係を育み、しっかりと人材育成をすることにより、各種災害に的確に対応してくれると確信をしております。すばらしい愛西市消防本部にな

るよう職員一丸となり頑張りますので、今後ともどうぞよろしく願いをいたします。以上です。

○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

本来ならば、今回退任される部長全て、ここに不在ですけれども、合計3名お見えになるわけですけれども、全ていろいろ語っていただきたいところではありますけれども、持ち時間の関係で、今回消防本部に絞っての一般質問とさせていただきます。

今回退任される他の部長の方々も様々な思いがあろうと思えますけれども、今後も愛西市を温かい目で見守っていただきたく思いますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（島田 浩君）

9番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時30分といたします。

午後0時28分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の6番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

コロナ禍だからこそ課題が多く、発言したいことがたくさんありますが、質問時間たった40分です。最後まで全部こなせるか心配ですが、頑張ります。

では、まず最初に、なぜ黒塗りの公文書公開が愛西市では続くのかについて質問します。

どの自治体にも情報公開制度があります。手続をすれば誰でも市が所有する文書を入手することができる制度です。目的は、市が保有している文書等を公開することにより、市政について市民の皆様を知っていただくとともに、市民と市の信頼関係を深め、市民との協働を進めるためのものであります。

公正で民主的な市政を進めるためにもこの制度はありますが、画像を見てください。3月議会でも御覧いただきましたが、このように愛西市では黒塗りの公文書公開が続いています。この現状に対し、市の見解を求めます。

次に、2つ目のコロナ禍の中、市民の福祉を優先し、大型公共事業は立ち止まるべきではないかについて伺います。

まず最初に、コロナ対策により、愛西市の財政も膨らみ、令和元年度一般会計決算では、総額約222億円でしたが、令和2年度では313億円と約90億円と大体4割も支出が膨らんでいる状況です。国の借金も1,212.5兆円とコロナ禍により1年で100兆円も借金が増え、国民1人当たり約966万円の借金を抱えている計算になります。2年前まで1人当たり871万円だったのが、

100万円も膨らんでいます。4人家族であれば400万円も膨らんでいるということです。

そこで伺います。

コロナ禍の中、次年度以降の愛西市の財政見通しをどう考えているのかお伺いします。

3つ目に、公共施設へのW i - F i 環境をとということについて質問します。

これは真野議員も取り上げましたので、簡単に質問させていただきますが、私はこのコロナ禍になり、Z o o mを使った会議や研修を受ける機会が増え、今まで以上に広域での交流が始まり、学ぶ機会も増えています。こうしたZ o o mのホストを務めることも多く、これはまちづくりにとってとてもいいと思っています。

公民館や文化会館等にW i - F i 環境や機器を整備し、オンライン講座やトークなどを行うことにより参加者も増え、市民参加も広がり、愛西市のまちづくりにもプラスになると思います。まちづくりを進める、協働を進めるには今がチャンスだと思っています。

また、成人式に出席できない成人が会場のスクリーンに映し出されて参加することもできます。防災講演会を自宅で見ても参加することもできます。Z o o m配信とYouTube配信を同時にすることもできます。

こうしたツールを使って新型コロナ地域創生臨時交付金を財源に民間企業から有識者を雇用するなど、様々な工夫をしながら素早く進め、市と市民との距離を縮めてみませんか。市長の考えをお伺いいたします。

以上3点、答弁のほうよろしくお願ひします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

まず1点目の公文書の関係でございます。

総務課といたしましては、愛西市情報公開条例及び同条例5条において作成をしてごさいます運用マニュアルに基づき、主務課において適切に対応されているものと思っております。

次に、2点目の財政状況の関係でお答えをさせていただきます。

歳入面では、令和3年度から普通交付税が一本算定となり、さらに令和8年度からは合併特例債も活用できなくなりますので、財源確保がより厳しくなることが見込まれますが、南河田地区の企業誘致がもたらす税収は、今後市の財源確保の点では明るい材料と言えます。

一方、歳出では、社会保障経費や特別会計、企業会計への繰出金の増加がしばらく続き、また公共施設の更新、老朽化対策費も財政も圧迫すると見込んでいます。

中期的には歳入に見合った予算規模へ転換を図るため、投資的経費を含めた市の全事業の規模見直し、公共施設の適正配置を進めつつ、基金を有効活用し、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、3点目について御答弁させていただきます。

公共施設のオンライン講座等のインターネット活用ということですが、これにつきましては、私といたしましては、今後積極的に進めていくべきだというふうに思っております。

コロナ禍におきまして、我々の生活も大きく変化をしております。やはりデジタル化をしっかりと市として取り入れて、市民の皆様方の利便性の向上、そして新たな生活様式に結びつけることが我々の責務であるというふうに思っておりますので、なかなか我々公共としては、一足飛びにすぐになかなか整備が進まないことも事実ではありますが、市としてはやはり積極的に今後取り組むべき事項の一つでありますし、それを取り込むことによって市民の方々の利便性はさらに向上してくるというふうに考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

Wi-Fiのほうはぜひ早くお願いしたいと思います。市民の利便性だけじゃなくて、市と市民との距離が大変縮まるんじゃないかというふうに思いますし、市民の皆さんとの交流、市民間の交流というのかなり進むのではないかと思いますので、積極的に進めていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、最初の1つ目の黒塗りの情報公開の件。黒塗り、黒塗りと言うと気分が悪いかもしれませんが、本当に黒塗りなんです。その点についてお伺いしたいと思います。

ちょっと今、えっと思ったんですけれども、マニュアルどおりにやっていたら、本当なのと私は思うてしまうことが3回ありました。

1つ目は、公共下水道の分担金の条例違反の問題、ここ2年間、私は令和元年に市民の方から不公平があるという情報をいただいて、確信を持ってないまま、2年間こつこつと情報公開をしながら、窓口に行きながら情報を集めて、こういったとんでもない問題を見つけ出した経緯があります。これがそのときの公文書なんです。本来、職員名、日付、場所、内容、タイトルも何も書いていない。これで一体何が分かるのよというものが出てきたんですね。

2つ目、こういった感じで、ほとんど何が何だか分からないというものが出てきています。

この資料というのは、平成28年の資料なんです。ところどころ何年と書いてあるのがあるんですけれども、これを公開すると意思決定の中立性が不当に損なわれる。そんな理由で非公開になっているんですね。こういった、この理由を使うのは、判例とかもいろいろ調べました。意思決定の中立性が不当に損なわれる、これは公務員である職員の方とか職員の家族の方が脅迫されたりとか、そんなことが起こることに対してこういった非公開の決定ができるのであって、自分の意思が通らない、職員としての意思が通りにくくなるから公開しないとか、そんなことに使われてはならないわけです。そういった部分で大変疑問を感じています。この公共下水のところで2回黒塗りが出てきました。

そして、最近では12月に企業誘致の交差点、南河田の交差点の踏切の問題で情報公開請求をしています。これは、議会で質問したんですけれども、答弁拒否という言葉が悪いんですが、答弁をなかなかしていただけない。でも、私は過去にどんなことがあって今があるのかということを知りたい。それを調べようと思って、情報公開請求をしてきています。平成27年には47平米買う予定だって測量も終えていたはずなんです。でもまた測量をして、今度は補償対象にする物件まで出てきている。どないいきさつがあって、私は市民の方々の税金を使うことをオーケーしていいのか悪いのか、それも見極めるために情報公開請求をしました。

そのときに出てきたのが、この688枚です。これがこんな感じで後ろの方も見えますかね。真っ黒け、これが688枚、私6,880円払いました。ここの中で出てくるのに、これ一番初めの埋蔵文化財について、何で秘密にしなければならないの。議会の中でも、埋蔵文化財について説明がありました。これは、市として秘密にすべきものでしょうか。国家秘密でしょうか。そんなものが、こんな真っ黒で出てきています。これが全部なんです。住民との説明会とかいろんな企業庁との話合い、そんなものも非公開。それでまた驚いたのが、警察との交差点で、交通安全上、問題があるかないかの警察との話合いの文書、これも全部真っ黒けなんです。これは市民の方の命と安全を守る重要な公開すべき文書なんです。そんなものまでも真っ黒け。あとは、庁舎内で話合いがされた議事録も真っ黒け。私、これトナーがすごくかかって、本当にお金がかかっているんじゃないかなと思うぐらいの全部真っ黒け。ところどころタイトルがぼつんぼつんと出てくるだけものが公開されました。これが688枚でした。

このときの非公開の理由が率直な意見交換ができなくなる、意思決定の中立性が失われる、もう企業団地は動いているじゃないですか。終わっているじゃないですか。それがなぜ、中立性が損なわれるのか。そして、率直な意見交換ができなくなる。市民が知ることによって、職員たちが会議とかで困るのか。自分勝手なことをやりたいから市民に知ってほしくないのか、そんなことを私は疑ってしまいました。

これは本当にあきれてしまって、何とも言えないんですけども、こういった終了した事業、交差点での安全、市民の命にも関わる情報までも出さない。大変驚いています。私も市民活動をずうっとしてきているので、県にも情報公開請求をしたり、異議申立てをしたり様々な活動をしてきていますが、こんなのは初めてです。これが、先ほど市のほうにマニュアルがあるから、それに沿って公開していると思うということをおっしゃいました。

11番にしてもらえますか。

これが日進市が企業団地の問題で、市民の方が市のほうに企業庁との懇談記録を請求したものです。

次のページを開けてみてください。

黒いところが公開されていないところなんです。先ほど私お見せしました愛西市、真っ黒け。何が何だか分からない真っ黒け。でも、日進市はああやって黒くぼつぼつとあるんですけども、その黒く塗ったところについても、別途、説明書がついているんですよ。なぜ、ここを公開すると支障があるのか。つまり、ここを公開してしまうと土地を安く買おうとして業者がやってきて企業団地の誘致が進まなくなるからとか、そういったことがきちんと書かれている。土地の買収がどんどん進んじゃって、事業が進められなくなるからとか、そういったことがきちんと書いてあるんです。

そういったところで大きく他市との違い、マニュアルがあるにもかかわらず、私も今まで農業委員会とか農地法違反がかなりありましたので、そういった面で愛西市も情報公開請求をしてきています。しかし、今までとは全く違ったこの2つの事件、私が下水道問題を一生懸命調べていること、それが煙たいから出さなかったのでしょうか。12月議会に南河田の交差点、何

か変だわって私が思ったことがあって、市は出さないのでしょうか。そんなこと私は勘ぐってしまいます。出したくない文書は非公開にしていいたよという、そんな愛西市の中にルール、暗黙のルールがあるのでしょうか。その辺、少し部長のほうから答弁いただきたいと思います。

○総務部長（奥田哲弘君）

情報公開の趣旨といいますのは、議員おっしゃられたとおり、公開が原則であるという考えの下、運用をしていますが、しかしながら、一部の部署で本来公開すべき担当者名、タイトルなどについて解釈を拡大して非公開とするなど、条例の運用が適切でない事例があったのは事実でございます。

今後におきましては、各職員へ情報公開、公文書の考え方を指導していきたいと考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

どうしてこんなことが起きてしまうのでしょうか。こういったマニュアルも各部署にあると思います。そして、その部署には、最終的に課長が判断されているのかどうか分かりませんが、多くの職員がいて、ストップをかけることもできる、解釈が違うということも言うこともできる、なのにこのようなことが何度も続いてしまった原因というのはどう考えていらっしゃるのか答弁を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

職員の意識不足だと反省はしております。

議員おっしゃられるとおり、今後、総務課がもっと介入をしながら運用をチェックするように、次に向けて考えているところではございます。以上です。

○6番（吉川三津子君）

あと、この市の情報というのは誰のものなのか、それはどうお考えでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

公のものと考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

多分、情報公開条例とか何か読むと市民のものという解釈が多いです。それを預かっているのが市の職員の方々、それを公開することによって、市民の不利益が発生しないように、そこをコントロールしていくのが職員の方々の役割であって、そもそもこの情報というのが市民のものであるという認識が大変乏しいのではないかなと、私はいろんな窓口に行きますけれども、やっぱりこれは自分たちのものを見せてあげるとか、そういった姿勢が最近とみに私は感じています。そこをやはり意識の改革がとても必要だというふうに思っておりますが、今までこういった情報公開条例、そしてもう一つやらなければいけないのは、自治基本条例の学びだと思えます。

自治基本条例は、この愛西市の中で一番最高の規範になってくるわけですがけれども、そういったものについての研修、そういったものはどうなっているのでしょうか。多分、自治基本条例もつくられて、ある程度時間はたってきましたけれども、これを本当に理解していらっしゃ

る方たちというのがいらっしゃるのか、その点も大変不安になってきますが、その点、どのような研修等をされているのかお聞かせください。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の情報公開の関係のマニュアル、研修については、正直今まで行っておりません。しかしながら、今回議員にも御指摘をいただいたことで、内部的には反省をしております。職員に向けて公文書の在り方、公開の在り方、そういった部分はきっちり教育をしていきたいと考えております。

それと2点目の自治基本条例に基づきましては、当然その基本条例に基づき総合計画があり、その計画に基づいて各施策を検討しております。職員採用時においては、当然そういったことを研修等行ってはおりますが、採用後、数年たつてなかなかそういった意識を持っているかどうかということとは私、自信を持って申し上げられませんが、日々職員には総合計画であれ、ほかの期間計画幾つもございますよね、そういったものをきっちり自己研さんをするようにということはあるつもりではございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

本当にやっぱり情報を市民が持つということは、市民参加の基本だと思うんです。情報がなければ、市民の方々は関心も持ちません。アイデアも出してくれません。協力もしてくれません。だから、いかに請求がなくても積極的に情報を出すか、それがとても重要だというふうに思っています。

私も今回、この問題があつて、もう本当に信じられないような内容でしたので、勉強もしました、改めて。ほかの市町では、条例の逐条解説とかを作っています。自治基本条例もつくるべきだと思います。条例をすんなり読んだでは自分勝手な解釈になります。市として、この条項はこういうふうに判断するんだ。こういう事例は、こういう見解を持っているんだというような逐条の解説集をきちんと最低限、情報公開条例と自治基本条例にはつくって、そして職員も知る、そして市民も知るということをしていくべきだと私は思います。

今、私もいろんな問題で、職員の方々にも御迷惑をかけながらいろんな調査活動をしているんですけども、本当に情報が出にくくなっている。私も市民活動をしている、県のほうにも出入りしているんですけども、かなり随意で資料は出してくれる。そして、口頭でいろんな説明をしてくれる。でも、今、愛西市の職員の方々といろいろお話をすると、これ話していいんだろうか、いけないんだろうかみたいな感じで、なかなか情報が得られないという状況になっています。

基本的に情報は公開です。そして、それを話すことによって市民への不確かな情報で、まだ不成熟な情報だったりして、市民に混乱を招くようなものはストップすべきだと私も思います。そういったところの判断基準が全くこの職員の中でも、この情報公開条例の運用だけでなく、持たれていないなということを感じ、上からの指示待ちという状況になっていると思います。

そういった部分で、今回予算の中で、いろんな職員の研修も出てきていますけれども、いま



一度、市民への情報開示、共に市民とこれから厳しい状況乗り越えていくわけですので、本当に足並みをそろえて動けるような状況をつくっていただきたいと思います。

1つはそういった職員のこと、それから先ほど言いました非公開のときの理由表、これは公開するところといったことの土地の買占めが起きるので出せませんか、そういった理由書をきちんと作ること、それから逐条の解説集を作ること、そういったことをすべき。

それから、もう一つ大切なのは、もう一枚前を出していただけますか。ちょっと見にくくて申し訳ないんですけども、上の四角の枠のところに、これは公開すべき文書かどうかという文書を保存するときに、きちんともう書いてあるんですよ。情報公開条例の何条に該当するから、これはこういうところを気をつけましょうと書いてあるんですよ。これも、まだ事業が始まっていないものについては非公開かもしれない。三、四年たってもう事業が始まっているものについては公開になるので、そういったこともきちんと判断できるようになっています。そういったものも整理していくべきだろうと思います。

それから、今、愛西市が文書管理システムがあるのかなのか、そこまで調査し切れなかったんですけども、やはりこの情報を正確に保管していくという情報管理システムも必要になってくると思います。そういった点について、今後しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、市の見解を求めます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の非公開の理由に関しましては、既に指示をしたところで、今後公開できないものに関してはつけるように進めているところでございます。

それと、解説ということで、現在、条例5条についてのマニュアルを作成し、職員に周知をしているところではございますが、全般的なものも考えているということです。

それと、職員教育の関係で、どうしても職員の守秘義務等公開の中で、なかなか若い職員は判断がつきにくいというのも事実でございます。そういったこともいろんな教育の中で指導したり、指導で示したり、反省すべき点は反省をしながら次に進めていきたいということを考えております。

あと、公文書の在り方で、市には当然、文書管理システムを持っております。その中で、本来全ての文書が管理をされて、そのリスト等も出るのが本来の姿で、ちょうどこれも昨年来、総務課のほうの主になって、公文書の在り方そのものを根本から考えて職員の研修会も既に行っているところでございまして、もともと公文書そのものの在り方というのもまさに進めているところでございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひ本当に前向きに考えていただきたい。そしてあと、南館がとってももったいない。あそこにじゃあ公文書一覧表ができたならば、そういったところに、市のほうにはこういった公文書があって見ることができるよというようなものとか、もっともっとあそこを情報発信の場に使っていかなければならないと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと私の愚痴になるんですけども、昨日、私は下水の分担金の説明会に佐織の公民館

に行ったんですよ。そうしたら、部外者だから入れられないということと言われて、看板にはコロナ禍だからと書いてはあったんですけども、結局は地権者だけしか説明を聞くことができないという状況でした。でも、私は納税者として公共下水道の事業にも貢献している、そしてこれから公共下水道地域になる方々が事前に情報を得たいかもしれない、そんなことも私は思いました。

だから、かたくなに該当者だけとかそういった形だけで進めるのではなく、もっともっと多くの方々に市政のことを知っていただくチャンスというのをつくってほしいと思いますので、これはちょっとこの間の出来事でもとても残念でした。私も市民の方々がどんな説明を聞いて、分担金を払う決意をされているのか、それをちょっと私は確認したかったんですけども、議員としてそういった確認をする場にも参加できなかったということはちょっと残念な話だなというふうに思いましたので、ちょっと私の感想ですけども述べさせていただきたいと思います。

これは逐条集で、もう1条から全部、趣旨、解説、全部載っているんです。ですから、多分今5条のところだけだと条例の趣旨というのが載っていないと思う。でも、行政運営は条例のその条文の一部分だけを守ればいいわけではなくて、趣旨を守った上で条項を守らなければいけない。裁判は多分条項だけですよ。だから、行政運営の判断と法律家のする判断は違うわけですので、しっかりこの条例の趣旨が何なのか、それを踏まえた上で各条項を理解いただくということをしていただかないと、今の5条だけのものでは、情報公開条例が一体何なのかというところで判断が間違ってしまう部分もあるのかなというふうに思います。その点も踏まえてよろしくお願いをしたいと思います。

次に、2つ目の大型事業よりも福祉の重視をとということで、私は市民活動と議員活動の二足のわらじを履いています。市民としてできることは市民として地域活動し、議員としてしかできないことはこの議場で解決するということをしています。

その中で、コロナが広がってきて収入が減ったり、失業が増えたり、生活保護になりそうという相談が来たり、そんな日々があります。そして、高齢者の方々は年金が減って、これから介護サービスも減っていきそうで、今の収入ではとても介護サービスなんて受けられないわという声もあります。そして、施設に入ると大体平均的に1か月に20万円ぐらいかかります。そうすると、家で自力で生活していかなければならない、そんな不安も抱えて暮らしていらっしゃる方もいます。認知も確実に増え、御家族が仕事に行っている間、一人で過ごしている、そんな方々もいらっしゃいます。そんな方々と一緒に活動をしているわけですけども、こういった福祉がないと若い方々は仕事に行くこともできない。多分それが現状だと思います。

ですから、私にとっては、この高齢化社会への備えをいかにするのかというのが若い方々の暮らしを守るということにつながっていくということを痛切に感じているわけです。その中で財政が大変これから厳しい、国の借金も増えて、それから地方交付税とか交付金とか全く先が見えない状況であろうと私は思っているわけです。

その中で、道の駅の一番最後の映像をお願いします。道の駅の計画があります。中日新聞に

は総額35億円という事業になっています。合併特例債とかいろいろ使えば建築は有利かもしれない。でも、土・日でこれから維持管理費がかかるその分、収益が上げられるのか、そんな心配もあります。コロナ禍で生活様式が変わって本当に集客ができるんだらうか。国からの交付金はちゃんと来るんだらうか、そんな不安があるわけです。かなり右側のほうが大きな広場ができ、バーベキューの施設とか様々、多分平日はなかなか集客が難しいだろうと思うんですけども、そういった土・日で施設を維持するだけの増収って得られるんだらうかと思うわけです。この不安定な先が読めない中、そして市民の生活も大変不安定な状況です。

そこで、観光である道の駅を優先して、この道の駅拡大工事をする意味はあるのだらうかと、私は大変今疑問に思っています。大変困っている方が日に日に増えている状況、その中で、これをやはりいま一度立ち止まるべきではないかと考えますが、市長の見解を求めます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

道の駅等大型事業についてでございますが、道の駅に限らず、今後投資的経費が必要な事業、愛西市にまだ数多くございます。

例えば、道の駅についても先ほど議員おっしゃられましたが、財政的な今まで計画でいきますと、合併した市の合併特例債等、有利な起債等を活用して整備をする計画でございました。当然コロナ禍になりまして、我々といたしましても、じゃあこの計画をこのまま計画どおり進めるべきか、それとも立ち止まるべきか、いろいろ試案はしましたけれども、やはり財政的な支援は受けるべきだろうと。コロナ禍後の愛西市のまちづくりの一つとして、今の道の駅の活用は考えていかなければならないという判断で、道の駅については継続事業として今後計画を進めていきたいというふうに考えております。

また、そのほかにも、例えば佐屋駅等いろいろな事業、今回も調査費等組ませていただいておりますので、例えば福祉重視だからそういった事業をしばらくの間、見合わせる事が本当にいいのかどうかということも、当然我々としての判断を非常に苦慮しました。そして、コロナの状況もしっかりと我々としては、議員も御承知のとおり、愛西市としてはかなり皆様方の御協力ですべての基金も活用しながらいろいろな事業を行わせていただいておりますし、こういった財政的なことをしっかり国・県から有利な財源を確保しながら、そういったいろいろな事業に施策を展開していくべきであらうというふうな判断をしております。当然、今後まだまだコロナの影響がしばらく続くだろうというふうに考えておりますので、状況を見ながら進めていかなければならないというふうに考えております。

#### ○6番（吉川三津子君）

佐屋駅と道の駅はちょっと違う、佐屋駅はやはり生活に密着したものなので、その点は違うなというふうに思います。

市長におかれましても、やはり状況を的確に見極めながら、やっぱり引くときは引くということをしっかり考えていただきたいと思っています。

今、私、道の駅で採算が取れるのか、今後負担が増えるのではないかという懸念を大変持つ

ております。そういったことも私自身も勉強しながら、提案しながら、また時には指摘をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

これで私の質問は終わります。以上です。

○議長（島田 浩君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時20分といたします。

午後 2 時09分 休憩

午後 2 時20分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位 6 番の 7 番・原裕司議員の質問を許します。

原議員。

○7 番（原 裕司君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、まず初めに、休日の学校部活動の地域部活動への移行を検討されております。その検討課題について質問をさせていただきます。

文部科学省は、令和2年9月1日に学校における働き方改革推進本部で休日の部活動について、民間のスポーツクラブや芸術文化団体などに運営を移行しようとして方策を示されました。地域のスポーツ指導員や退職された教員などの人材を確保する一方で、希望する教員は引き続き指導が行われるようにするというところでございます。

地域部活動がなぜ休日だけという疑問が浮かびますが、私が平成30年9月定例会の一般質問において、部活動における外部指導員導入の考えについて質問をいたしました。その折の答弁では、外部指導員導入については、今後本市としても取り組んでいくべきと考えている。平日の指導時間帯等の人材確保に苦慮するが、その効果や他市の動向を見ながら制度の活用が生徒たちのよりよい成長や教員の負担軽減につながって検討を重ねて進めていきたいと答弁をいただいております。確かに、土曜日、日曜日、そして平日等の人材確保などは苦慮すると思っておりますが、しかし、今回示された方策は、地域部活動を学校から切り離す意思とした視点を持って配信されております。

現行の中学の学習指導要領総則では、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との連携が図れるよう留意することと記載されております。

部活動に参加する生徒には、体力や技術の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での生活を活動を通じて人間形成の機会でもあります。また、部活動は多様な生徒が活躍できる場でもあります。豊かな学校生活を実現する役割を有しております。一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要のない業

務として位置づけられています。

しかしながら、平成29年スポーツ庁の調査では92%と多くの保護者が部活動の担い手はやはり学校が担うべきと考えておられます。このような背景から部活動の指導をめぐっては、教員の長時間労働の原因や指導経験がない教員の負担になっていることから、教員の負担軽減、働き方改革に資するという考えになりました。

そこで、教員の長時間労働と言われておりますけれども、実態が分かりにくいので、愛西市教育委員会が把握している中学校教員の正規勤務時間外の在校時間についてですが、個々の教員によってばらつきがあると思いますので、上位で結構でございますので、在校勤務時間の最も多い教員の時間数や在校勤務時間が最も長くなった月についてお答えいただきたいと思えます。

そして、部活動を地域に移行するに当たり、現在の教員や保護者のアンケートや意見などの調査はしたのか、調査済みであれば教員の意見、保護者の意見についてお答えいただきたいと思えます。

次に、コロナ禍における愛西市総合斎苑の利用状況についてお伺いたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症による死者数が増加し、特に今年に入り高齢者の死者数が増え続けました。昨年の流行当初に芸能界では、志村けんさんもこの新型コロナウイルス感染症患者となり、慢性疾患もあったことから犠牲者となりました。報道された親族のインタビューによれば、発症後、入院、隔離治療してから面会もできず、火葬後、納骨になってから対面したとのことで、親族にとっては最後のお別れもできずに複雑な心境だったと思えます。

愛西市でも、昨年7月以降、累計患者数は徐々に増え続け、2回目の緊急事態宣言によって日々の新規感染者数は減少傾向となっております。昨日までの感染者数は192名、また愛知県の累計死者数は544人となっております。

そこで、これまでに愛西市総合斎苑でコロナ感染症による死者、御遺体の火葬した事例が何件あるのか、愛西市以外も含め実績でお答えいただきたいと思えます。

そして、総合斎苑の利用は、通常の斎苑利用者とのように区分けをしているのか。指定管理者、葬儀業者、利用者の約束、決め事や他の利用者への安全配慮はどのようになっているかお伺いします。

以上、一括質問といたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、教職員の在校時間についてお答えをさせていただきます。

部活動も含めた正規の勤務時間以外の在校時間として、調査対象人数128人中、今年度で45時間を超える教職員が一番多かった月は10月で、45時間を超える教職員94名、100時間を超える教職員7名でございました。

また、100時間を超える教職員が一番多かった月は6月で、45時間を超える教職員が71名、100時間を超える教職員が14名という状況でございます。

次に、クラブの地域移行に当たり、教員、保護者の意見はという御質問でございます。

移行に関し、意見等をお聞きする機会は設けておらず、今後の課題を見極めた上で調査の必要性を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

私からは、コロナ死亡者の斎苑の実績につきましてお答えをさせていただきます。

3月1日現在、10件でございます。

また、愛西市外の利用者はございません。

次に、利用者との約束、決め事、他の利用者への安全配慮についてでございますが、取扱い登録葬祭業者には、国からの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の措置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインに基づき通知を行いました。

その内容につきましては、遺体は非透過性納体袋を使用する。他の利用者との接触を避けるため、通常の火葬と区分し、受入れを行う。参列者は必要最小限でお願いするなどが主な内容でございます。

また、他の利用者への安全配慮につきましては、通常利用時間を区分し、受入れをさせていただきます、式場ホールと火葬ホールとの間の扉を閉めるなどの動線が重ならないように配慮しております。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

それでは、事例を紹介しながら総合斎苑の対応について質問をさせていただきたいと思えます。

このスライドは、津島市在住で私の知人で独り暮らしの母親79歳が高熱が続くことから、津島保健所に相談をし、PCR検査の結果、陽性ということになりまして、名古屋市内の病院に入院治療することになりました。その後、28日間の入院中に再度PCR検査を受けた結果、陽性から陰性へと変更されたわけですが、面会すらできないまま、回復には至らず帰らぬ人となりました。家族によれば、病院から特殊車両や葬儀会場への手配が、病状が病状だけに業者がなかなか見つからなかったということでございます。

そして、死亡時、陰性であったこともあり、火葬業者は通常葬儀の段取りを取っておりました。しかし、市から連絡を受け、葬儀を1日伸ばしてということで告別式を1日伸ばしたと。その明くる日が友引で斎場は休館だったというような状況でした。このスライドの中で特殊車両や葬儀会社の手配が大変だったということでもあります。

愛西市の総合斎苑の登録業者でこのような事例に対応できる業者は何社あるか、お答えをいただきたいと思えます。

そしてもう一つ、行政指導で告別式を1日伸ばしたということです。国からの示された指針はあると思えますが、各自治体で判断に違いがあるのか。愛西市では、陰性の判断を受けた後の遺体はどのように判断されるのか、お答えいただきたいと思えます。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

まず、第1点目の対応ができる業者についてでございますが、予約システム取扱い業者登録

者数は35社ございますが、対応できるかできないかの把握はしておりません。

次に、陽性と陰性の判断につきましてでございますが、火葬につきましては陽性とか陰性ではなく、火葬許可書の死因欄により判断を行います。遺族等の御意思をできる限り尊重して火葬を執り行うことを心がけております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

報道によりますと、都市圏では感染症による死者も多く、火葬に10日間も待たされたという報道がなされております。

また、先ほども国が示されたガイドラインの中にもありました、感染症を防止するために遺体をビニール袋に収め、納骨もテープを貼り、密閉された状態で行われたと。なお、他の利用者にも感染が起こらないように動線にもやはり注意をされておったというような報道でございました。

愛西市総合斎苑においては、時間外の火葬や、その間にお通夜など利用される他の方が火葬場に入らないような動線の遮断ができる建物構造となっており、安心して利用できる施設だなど感じております。

また、こんなに身近に10人もの犠牲者がおられると、特別な思いを抱きながら悲しいお別れをされたと思います。この場をお借りし、心から御冥福をお祈りいたしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症を終息させるために、今、ワクチン接種が医療従事者から始まっております。その後、重篤化や死亡につながる危険性の高い高齢者への接種予定となっております。愛西市においてもワクチン接種を進めるに当たり、集団接種会場の設置や予約案内など、全職員一丸となり慌ただしい日々が続いているかとは思いますが、その間、市民の皆さんは、いま一度、感染予防対策をしっかりと取っていただくようお願いしたいと思います。

それでは、地域部活動について再質問をさせていただきます。

私は、地域部活動に移行するに当たっては、やはり子供たちを主体に考えることが大切だと感じております。子供への影響がどうなるのかも含め、整理をし、進めていく必要があります。

先ほど答弁では、教員、保護者の意見の取りまとめはまだということでしたので、スポーツ庁が全国的にアンケートをまとめたスライドを用意しましたので御覧いただきたいと思っております。

それでは、質問の時間の関係で細かくは説明はできませんけれども、子供たちにとっての影響については、部活動の選択枠が増えるという効果が期待できます。例えば、小規模化した中学校などは、現状の部活動さえ廃部しなければならない状況から野球、サッカー、バスケットなどの団体競技は地域全体で活動ができます。

また、小学校あるいは小さい頃から学んできた柔道、剣道、空手などの武道部や将棋部、茶道部などに展開できれば、生徒の好きなことやより成長させたい活動ができます。

課題としては、学校管理下の部活よりハードな練習だけがや保護者の費用負担が増すことも上げられます。

次のスライドです。

今のスライドは、教員、学校における影響です。

効果としては、本来の業務である授業の準備に時間を割り当てられる。課題としては、部活動を通じて生徒の関わりや教員としてのやりがいなどをなくすなどが上げられています。

いずれにせよ、教員が担う現状の体制では、特にその競技や文化活動の指導にたけている人ばかりではありません。休日の部活動は、教員のほぼボランティア的な協力で成り立っているのが現状の部活動であります。

例えば、社会科の先生として採用されたのであって、サッカー部の指導ができることで採用されたわけではありませんので、教員の技術力や見識が高くないのは仕方がないことだと思います。

文部科学省の発表では、ここ二、三年はモデル事業などを行い、令和5年度以降、段階的に休日の部活動を地域主体に変えていくスケジュール案となっております。愛西市においても、この期間に地域部活動が行えられるよう体制づくりを進めていく必要があります。

そこで、この受皿について現時点で結構でございますので、地域部活動の運営主体をどのように検討しているか、お答えいただきたいと思えます。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

現在、学校における部活動につきましては、週に3から4日間、土・日につきましてはどちらかで行うこととなっております。今後、地域部活動に移行する場合、生徒については限られた学校部活動の時間の範囲内で活動を行っていただき、それ以上につきましては、活動を行いたい場合、各地域において中学生の受入れ等を行っておりますスポーツ少年団等での活動について検討を進めています。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

今の答弁内容では、平日の時間を短縮して土・日のどちらかで活動時間を振り替えて行っていくということですが、実際、生徒の部活動時間についても教員の働き方改革もあまり改善されないような感じがいたします。

先ほど、最も多い10月には、教員128人中、101人が45時間以上の時間外勤務をされておられるわけですので、やはりこの点につきましては早急に改善しないといけないというふうに感じております。

文部科学省の休日の部活動は、各種団体に移行していく方針を示されてから半年がたつわけです。令和5年にはスタートが切れる準備が必要であります。この間に当然、教育委員会はあらゆる方向性を検討しながら慎重に継続可能な得策を示していかなければなりません。方向性が示される前に外部指導員の経験者からの意見をお聞きしておりますので、それを提案させていただきたいと思えます。

各学校の対応による受皿の整備では、地域ごとに人材確保など解決しなければならない課題が積算すると考えます。点ではなく、継続するためにはやはり線で検討する必要があります。そして、今ある社会資源を活用しながら受皿の整備を進めていくことが重要です。



現在活動している部署としては、スポーツ課所管の総合型地域スポーツクラブが一括管理する方法が得策ではないかと考えています。一般募集による中学生への指導を希望する市民や退職された教員、愛西市スポーツクラブ、愛西市スポーツ協会に加盟している一般団体やスポーツ少年団の指導者に協力を依頼することで、幅広く地域部活動の登録者になってもらい、地域人材の確保へ人材バンクを整備していく、そして関係団体と連携しながら人材の育成からマッチング、派遣まで、民間人材の活用の仕組みを構築する取組を行うことで、人材確保の窓口及び人件費を含む運営費の管理もできると考えております。

市教育委員会の方向性としてこのような意見を検討してもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○スポーツ課長（伊藤義幸君）

現時点におきましては、不透明な部分も多々ございますので、御意見を今後の検討課題とさせていただきます。地域に合った活動方法を協議、調整してまいりたいと考えております。

#### ○7番（原 裕司君）

ありがとうございます。

それでは、日頃の練習から大会参加までを含めまして、地域部活動の中に事故やけがが発生した場合、地域部活動の運営主体や大会の主催者が責任を負うことになります。

対応についてはこれまで学校部活動同様と考えますが、確認のため、現在の学校部活動での事故、けがが起きた場合、保険加入も含めた対応についてお答えいただきたいと思います。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

部活動につきましては学校の管理下ということで、現時点では日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象として扱っております。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

生徒がけがをした場合、当然、救護や保護者、学校、教育委員会等への連絡など事故発生時の役割分担、マニュアルについては、あらかじめ明確にすることが必要だと思います。生徒、保護者の理解を得ることが必要であり、答弁を要約しますと地域部活動も学校の活動計画に位置づけられれば、今回提案した窓口である総合型地域スポーツクラブが保険加入手続やこのような事故対応に対しても管理体制ができ、保護者も含め指導者も安心して生徒への指導もできるということになります。

この地域部活動の位置づけを愛西市教育委員会が認め、明確にすれば可能かと思えます。この部分についても考慮のほうをお願いしたいと思います。

次に、地域部活動の登録者への研修についてお伺いしたいと思います。

指導者は部活動に参加する生徒の意向を踏まえ、指導指針や活動内容を決定し、平日の学校部活動との関連性を考慮する必要があります。また、指導者が部活動の意義を理解した上で、生徒へのスポーツ文化や興味・関心の向上や体力・技術の向上に資する指導が行えるように、部活ガイドラインを踏まえた研修を受けた部活指導員を犬山市や名古屋市では既に配置されて

おります。

このように現在、実施されている部活指導員、外部指導員と同様に研修が必要だと考えておりますけれども、市の見解をお願いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

部活動として、学校における活動計画に位置づけられたものとして、地域部活動に移行することとなった場合には、必要に応じて研修を行うものというふうに考えております。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

今、移行となれば研修は必要だという見解だったと思います。登録から研修、そして配属の流れになるわけですが、やはりこういう窓口から一貫して線をつなぐような受皿の団体が必要になってくるわけですので、総合型地域スポーツクラブという受皿が現時点で大変適しているのではないかなというふうに感じております。

次に、地域部活動の人材確保についてお伺いしたいと思います。

休日の指導を希望する教員は、教員としての立場で従事するのではなく、兼職・兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することができるということになっております。地方公務員でもある愛西市役所の職員の中にも、現在、スポーツ少年団等の指導者としてボランティア活動で活動をされている職員もいるわけなんですけど、より多くの地域人材確保をする観点から、こうした地域の児童・生徒の育成に携わる地域部活動指導員の登録をした場合、市職員への兼職・兼業の許可の考えはあるのかお答えいただきたいと思います。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

勤務時間以外の時間で業務に支障のない範囲で地域部活動の指導者として活動することにつきましては、任命権者の許可を得て実施可能と考えております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

ありがとうございます。

休日の部活動移行に当たっては、人材確保というのが大変必要になります。そして、その人材確保をした中で、研修等を含め育成の期間というものも必要になってくるわけですので、私の感覚からだと方向づけを早急に検討していかなければならない時期ではないかなと感じておりますので、なかなかいろいろとスタートをする中ではいろんな方法があるかと思っておりますので、早急に検討のほうへ移っていただきたいと思っております。

次に、運営に伴う財源についてお伺いをしたいと思います。

地域部活動の指導員の確保に当たっては、謝金を要する場合が発生すると考えます。また、部活動の練習場所や運動用具の使用料、事故に備えた保険加入も必要となります。地域部活動の費用負担については、生徒の活動機会の保障の観点や受益者負担の観点から、保護者が負担することや自治体が減免措置を講ずることが大切であると考えます。

しかし、これまで学校側で支給してきた休日の大会などに教員が部活動に従事する場合、現行の部活動の手当を考慮すれば、その額を県に支給を求めてもよいのではないかと考えます。

現在、部活動に関する支給金額はどのような形になっているかお答えいただきたいと思います。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

部活動に関しましては、教員特殊業務手当として、通常の土・日の部活であれば3時間以上2,700円、中小学校体育連盟の夏の大会等の場合につきましては、8時間以上について5,100円が支払われるということになっております。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

ちょっと手当の額にしては低いという感覚でびっくりしておりますけれども、現在、スポーツ指導者として地域に貢献されている中でも、引受けが可能ですよという前向きな意見を聞いております。しかし、その中でやはり一番心配をされているのが運営面の問題を上げられておりました。

教員の人件費については、もともと県が負担しておりましたので、答弁にはありました特殊業務手当相当の額を地域部活動の運営財源に振り替えていただくとともに、この事業を地域児童・生徒スポーツ振興事業と位置づけて、トータルな考え方で運営基金を国・県へ要望し、予算確保に努めていただきたいと思います。

私は今回、文部科学省が方向転換をしたのは、愛西市にとって社会体育、地域スポーツの活性化につながるよい機会ではないかと考えております。これまで、地域で活動しているスポーツ少年団の指導や社会人による各種スポーツ団体が地域部活動の担い手になることは、生涯スポーツ、生涯学習の観点から小・中・高・社会人・一般人と地域を通じて期待される効果があると思います。

スライドのほう、最後のスライドですけれども見ていただきたいと思います。

まず、効果ですが、1番目に、地域のスポーツや文化活動が活性化する、そして指導者の愛好家も増えてくるということです。

2番目に、地域の中で連携、連帯などが関係性、ソーシャルキャピタルが向上し、部活動以外でも役に立つ。例えば、防災であったり、防犯につながる効果も期待ができるのではないかとということです。

3番目に、地域人材にとって生きがいや健康につながる。

4番目に、民間企業にとってはビジネスの活性化につながることです。

今後、予定では、立田総合運動場を愛知県サッカー協会により芝生、多目的グラウンドに整備がされます。サッカーをはじめとする一層のスポーツ振興が図られ、市内の有効なコミュニティー活動の拠点施設として生かすことができる公共スポーツ施設を目指すこととなります。そして、地域部活動の活動拠点になることを私は期待をしております。

課題や問題点もあります。受皿となると地域団体等による負担が増えるわけです。これまでも質問をしてきましたけれども、安全面や運営面、特に経理面であります。地域に差が広がるということも上げられます。この地域を自治体と読み替えると、受皿に登録者がたくさんいる自治体と、ほとんどない自治体と、スポーツ・文化活動等の活性化する自治体もあれば停滞す

る自治体もある、とりわけ、人口減少する自治体は、その子供の数減少と相まって魅力減少につながるかもしれません。

これが5年後に開催されます第20回アジア競技大会、愛知・名古屋2026大会のエンブレムです。そしてもう一つ、「IMAGINE ONE ASIA ここで、ひとつに。」をスローガンになっております。スポーツには言語や文化、国境を越えて人々に結びつける力があります。愛知・名古屋2026大会では、スポーツが持つ力を生かし、さらに多様化が進む社会に生きる私たち一人一人が1つのアジアを想像し、イメージすることで絆を深め、未来に向けて進んでいけるよう願っております。この大会にこれから進めようとする地域活動で育てられた選手が活躍することを期待しております。

令和5年から導入される地域部活動開始まで2年と短い間ではありますが、地域部活動への受皿の整備をどのように進めていくか、課題を解決しながら継続的な部活動となることを願い、私の一般質問を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を15時10分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

**○議長（島田 浩君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の8番・近藤武議員の質問を許します。

近藤議員。

**○8番（近藤 武君）**

議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従い、今回は大項目の1つ目として、本市の財政運営について、今年度、新型コロナウイルス感染症緊急対策などによる本市を取り巻く状況や対応と令和3年度当初予算について、大項目の2つ目として、下水道事業に関する諸問題について、延滞金と受益者負担金について質問をさせていただきます。

それでは、大項目の1つ目、本市の財政運営についてから質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大が今もなお予断を許さない状況であります。今現在では2回目の緊急事態宣言が1都3県に出ており、我々の住んでいる愛知県は2月28日に緊急事態宣言は解除されましたが、厳重警戒宣言が出され、14日まで厳重警戒措置が行われているさなかであります。現在に至るまで国民の生命、生活を守り、維持していくために国・県から様々な支援策が講じられ、我が愛西市でも市独自施策を行っているところであります。

そこでお尋ねいたします。

まず初めに、今年度、新型コロナウイルス感染症拡大対策などで本市を取り巻く状況や対応はどのようになっているのか、全体的な事業を含めお尋ねいたします。

次に、令和3年度当初予算について質問をさせていただきます。

今回の当初予算は、4月に市長選が行われるとのことで骨格予算になっていると思われませんが、継続、拡充事業、コロナ対策を含めどのような考え方で行われたのかお尋ねいたします。

また、3年度から合併市として優遇を受けていた合併算定替えが終了すると思いますが、影響はどのようになるのかお尋ねいたします。

次に、大項目の2つ目、下水道事業に関する諸問題について質問させていただきます。

この問題に関しましては、12月議会閉会後の全員協議会において上下水道部長から報告がなされ、市としてしっかりと区切りをつけ、再発防止に向けて前に進んでいるところであると認識をしております。

しかしながら、昨年12月に市民から住民監査請求が提起されたことも事実でありますので、改めてこの問題に対する考えを確認したいと思います。

下水道に関する問題は、大きく分けて2点あります。

1点目が、受益者負担金及び下水道使用料に関する延滞金が長年にわたって徴収されていなかったこと。

2点目が、公共下水道の整備区域内に所在する一事業者の受益者負担金が除外事由に該当しないまま賦課除外されていたことです。

地方自治法第231条の3第2項の規定では、普通地方公共団体の長は、分担金、使用料などについて督促をした場合においては、条例の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することができるかとされております。

市は、下水道使用料の延滞金に関して平成21年に制定した愛西市下水道条例において納付しなければならないと定める一方、平成17年に制定した愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例では、徴収することができるかと定めておりました。昨年の3月議会において愛西市下水道条例を改定し、できる規定に統一しました。

県内では、下水道使用料の延滞金を徴収している団体はごく少数にとどまっているとのことであり、このことからしても、そもそも地方自治法の規定どおりできるとしておけばよかったものをしなければならないと条例に規定したことに無理があったのではないのでしょうか。

また、受益者負担金の問題に関しまして、賦課除外は免除ではないため、受益者負担金の債権は引き続き市に残っているとのことです。市はこれを当該事業者の説明し、除外決定を解除したとの報告がなされました。延滞金と同様、この問題に関しまして、市はこれまでの誤りを認め、改めて是正措置を行っており、適正かつ真摯に対応していることを認めることができます。

私は、市当局のこうした対応を評価し、再発防止に向けて共に手を携えていくことこそ、私たち市議会の役割ではないかと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、延滞金に関するこれまでの経緯と経過を改めてお聞かせください。あわせて、受益者負担金に関するこれまでの経緯と経過もお願いいたします。

以上で一括質問を終わります。それぞれの御答弁、よろしくお願いたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

私からは、1件目の財政運営について御答弁をいたします。

1点目のコロナ対策経費としましては、4月30日の専決予算から始まり、定例会及び臨時会、本定例会の3月4日に初日議決でお認めをいただいた全11件の補正予算で、総額84億711万円で対応をしまりました。

実施した施策といたしましては、市民生活に対するものとして、特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、プレミアム付商品券補助事業、新生児子育て応援給付金事業、あいさいっ子応援給付金事業、小中学校給食費無償化等事業、上水道料金免除・補助事業、運動習慣促進応援事業、また事業者支援として、感染症対策協力金、民間児童クラブ応援事業、子育て支援事業者応援事業、福祉サービス事業者等応援事業、あいさい信用保証料補助事業、愛西市農業担い手応援事業、商工業者のための冬支度応援事業です。

ほかにも、各施設の感染症予防対策を実施し、現在、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の準備を進めています。

2点目の骨格予算の考え方でございますが、児童発達支援センターの建設や道の駅の再整備などの継続事業につきましては、事業執行が遅れないよう当初予算での計上といたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、各種イベントにおける対策費を計上しております。市民生活や事業者支援などの施策については、市の状況を見ながら今年度同様、補正予算での対応を考えております。

3点目の合併算定替えの影響ですが、令和3年度の当初予算から合併特例による増額分が終了し、本来の普通交付税の額となります。しかし、国の地方財政計画で交付税が伸びていることから、令和2年度の交付額より3,000万円ほどの減額にとどまる見込みで、令和3年度は大きな影響はないと考えております。以上です。

#### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

私のほうからは、延滞金の問題についてのこれまでの経緯と経過について御答弁させていただきます。

愛西市の公共下水道事業は、平成15年度より佐屋地区と佐織地区の整備が始まり、平成22年度より下水道の整備が完了した区域から順番に供用を開始しております。

平成22年度当時の条例の定めでは、受益者負担均等及び下水道使用料が納付期限までに納付されなかった場合、延滞金が発生し、これを徴収しなければならないという徴収義務を課す規定となっております。

しかし、同年度以降、これらの延滞金について賦課手続を怠り、徴収義務が実施されないままとなる事態が生じておりました。

こうした事態について、昨年3月下旬より内部調査を行い、調査結果を踏まえ、昨年11月上旬より延滞金が納付未了となっている方々に対して御自宅への訪問や文書などによって、延滞金の納付のお知らせをお送りしてこなかったことへのおわびと、改めて納付をしていただくお願いをしまりました。

既に御理解と御協力を賜りました方もいらっしゃいますが、現時点での未納の方々について

は納付していただけるよう対応に当たっております。

次に、受益者負担金の問題について、これまでの経緯と経過についてでございます。

条例の定めでは、農地や山林等の建築物が設置できない土地については、受益者負担金等の賦課対象区域から除外できることとされておりますが、賦課除外は受益者負担金を免除するものではありません。平成25年度の下水道整備区域のうち、一事業者が所有していた土地に対し、除外事由に該当する事実がないにもかかわらず、除外決定をしていたことが判明いたしました。昨年2月下旬より当該事業者に対し、経緯の説明を行い、手続の是正に向けて協議を進めてまいりました。当該事業者からは、昨年11月に受益者負担金の徴収猶予の申請が出され、当該申請書をもって除外決定を解除し、併せて徴収を猶予することとしております。

また、当該事業者とは、当該事業所の地下を流れる水路等の取扱いについて協議を進めており、今回の除外決定に係る是正の問題と併せて将来的な解決を目指し、今後も協議を進めてまいります。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

それでは、それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、大項目の2つ目、下水道事業に関する諸問題から再質問をさせていただきます。

延滞金の問題は、対象の方々におわびをし、納付に応じていただいたとのこと、また受益者負担金の問題に関しましても、当該事業者の理解を得た上で是正措置がなされたとのことであり、まずはよかったと思います。

それでは、順次再質問に移りますが、3点ほどお願いいたします。

1点目として、昨年11月に延滞金の徴収を行ったとのことですが、どのように実施されたのか。

2点目として、納付の対象となった延滞金は総額で幾らか。対象者は何人になっているのか。対象者1人当たりの請求額と請求額の最高額も併せてお願いいたします。

3点目として、対象となった方々から市に対してどのような意見が出たのか、また、反発はなかったのかお尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

まず1点目についてでございますが、受益者負担金等の延滞金の徴収につきましては、昨年11月1日から6日まで、全部課長、平成22年度以降に下水道業務に従事した課長補佐及び現在の下水道課職員、総勢48名で戸別訪問を実施いたしました。その後の徴収事務につきましては、下水道課職員が対応しております。

次の第2点目でございますが、納付の対象となりました延滞金は総額約167万円でございます。対象者は98名でございます。対象者1人当たりの請求額は約1万7,000円となり、最高額は約11万円でございます。

3点目の、対象者となった方々の意見、反発でございますが、受益者負担金は全て納付しており、今になって延滞金が請求されて戸惑っている。また、受益者負担金の支払時に延滞金について説明を聞いていない。納得できない。今さらそんなことを言われても納付通知書を受け

取ることはできないなどの御意見をいただきました。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

幹部職員全員で戸別訪問をして、延滞金を徴収されたとのことであり、市組織全体の問題として取り組まれたことがよく理解できました。

一方で、延滞金の納付に応じられた方々の御意見が今になって請求されて戸惑っているや納得できない、今さら納付通知書を受け取れないなどがあったと伺い、このコロナ禍の状況で何ともやり切れない思いがいたします。

市は条例の規定に従って粛々と処理されたとはいえ、多額のお金をいきなり請求された方々のお気持ちを思うと私自身胸が痛みます。今後はこのようなことが二度と起こらないよう、適正な事務を求めたいと思います。

では次に、受益者負担金の問題についてお尋ねいたします。

先ほどの説明では、当該事業者からの申請を受け、賦課除外を解除して徴収猶予に切り替えたとのことですが、賦課除外と徴収猶予はどう違うのか、また当該事業者の土地の地下を流れる水路等の取扱いについて協議しているとのことですが、水路等の取扱いとはどういうことなのかお尋ねいたします。

**○上下水道部長（三輪進一郎君）**

賦課除外と徴収猶予の違いでございますが、賦課除外は受益者負担金を賦課する対象から外すもので、一方、徴収猶予は受益者負担金を賦課した後に徴収を猶予するものであり、賦課を行うか否かにおいて違いがございます。

また、水路等の取扱いにつきましては、当該事業者の土地に用悪水路が流れており、長年にわたって無償で用地を提供されております。水路は昭和の頃から布設されており、もともとは地面に露出した明渠でしたが、平成になって周辺の公共事業に伴い、地下の暗渠に付け替えられたと聞いております。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

当該事業者は、長年にわたって地域に多大な貢献をされているとのことであり、こうした点もしっかりと念頭に入れるべきであると考えます。徴収猶予は免除ではなく、あくまで猶予でありますので、引き続きどのような解決方法が望ましいか、当該事業者と協議を続けていただきたいと思っております。

そこで、今回の下水道事業の問題を組織としてどう受け止め、再発防止に向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

**○上下水道部長（三輪進一郎君）**

今回の問題を起こした要因は、法令の正確な理解やこれを遵守する意識、債権管理や業務改善の重要性に関する認識が欠如していたことからであります。

改めて不適切な取扱いを反省するとともに、今後の信頼回復に努め、法令遵守、事務内容の



再確認、関係部署の連携、情報共有を徹底し、再発防止に努めてまいります。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

市組織全体の問題として反省を生かし、適正な事務の執行に努めていただきたいと思います。

今回の問題は、情報公開をきっかけに明るみになったと聞いております。私たち議員も、市当局に資料の提供を求めることで行政運営をチェックする役割を果たしており、情報公開制度は極めて重要なものであります。

しかしながら、その一方で、何々課の文書全てとか何々に関わる文書全てといった対象文書を特定しない情報公開請求が一部の個人から提出されることによって、自治体が大量の事務に追われ、住民サービスに支障が生じる事例が全国で多発しており、大阪市や岐阜県安八町では、請求者に対する損害賠償請求訴訟にまで発展しております。県内でも多くの自治体がこの問題に悩まされていることも聞いており、こうした請求によって情報公開制度そのものが機能しなくなるおそれもあります。

私自身も勉強のため情報公開請求のことで各自治体の状況を今、調査・研究しているところでもあります。そこで質問させていただきます。

今年度を含む直近3年間の情報公開請求の件数はどのようになっているのか、また、何々に関する文書全てといった対象文書を特定しない請求はこれまでにあったのかお尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

情報公開請求数でございますが、平成30年度は73件、令和元年度は61件、令和2年度は2月末までの集計となりますが91件です。

また、文書を特定せず、関係文書の全てといった請求は、実際でございます。そういった場合は主務課において、請求者へ詳細を聞き取り、対象文書の特定に努めております。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

愛西市としても、年度ごとの請求件数がかなりあることが分かりました。

自治体のその時々状況により件数の推移は変わってくると思いますが、ここで問題があるのは、何々に関する文書全てといった対象文書を特定しない請求があるということです。

現在、主務課において請求者へ詳細を聞き取り、対象文書の特定に努めていただいているということですが、コロナ禍という状況の中、行政運営を停滞させて、市民サービスに支障を来すことがないよう私たちも注意していきたいと思っております。

それでは、この項目の最後に市長に質問させていただきますが、今回の問題を市長としてどう受け止め、今後に向けてどのように取り組んでいかれるのか。新聞報道では市に対し住民訴訟を名古屋地裁に起こしたとの報道もあります。お答えできる範囲で構わないのでお願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁させていただきます。

今回質問をいただきました下水道事業の件につきましては、延滞金と受益者負担金の2つについて問題が発生しているというふうに認識をしております。

過去からの市の状況においてこのようなことが起こり得たということで、市長として大変責任を感じております。やはり市全体として前例踏襲等が図られているところが往々にあり、また時代に即した見直し等がされていないということが大きな問題ではないかというふうに思っております。こうしたことを踏まえまして、延滞金につきましては、徴収事務に当たりまして幹部職員全員で行うよう指示をさせていただきます。また、市全体で再発防止に取り組んでいるところでございます。

受益者負担金の問題につきましても、これもかなり過去からの問題ということでございますので、だからといって放置することはできません。市といたしましても、事業者としっかりと今後協議を重ね、できる限り解決できるよう努めていきたいというふうに思っております。

また、情報公開につきましても、先ほど他の議員からも質問がございましたが、今回の問題を受けまして私も過去も公文書等を確認しましたが、公文書としての取扱いの我々市職員としての認識もしっかりと指導、そして我々も学んでいかなければならないのではないかとというふうに思っております。しっかりとしたルールの下、公文書として記録を残していくことが重要であります。記録を読み返したときにどういったことが起こっていたのか分からないようでは、公文書として非常に脆弱であるというふうに思っておりますので、こういった件につきましては、市全体として今後認識を新たに組み込んでいきたいというふうに思っております。

今回の問題につきましては、反省すべき点、教訓として残すべき点が多々あったと思っておりますので、こういった点を肝に銘じ職員一人一人が自分のこととして受け止め、謙虚な姿勢で職務に当たっていくことが肝要であり、今後もしっかりと責任を果たしていかなければならないと思っております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

市長から率直な反省のお気持ちと、この問題を糧にいま一度組織を生まれ変わらせようという強い思いを伺い、また公文書に対しても前向きな取扱いのお言葉もいただきました。その思いを受け止めながら、次の質問のほうへ入りたいと思います。

それでは、大項目の1つ目、本市の財政運営について再質問させていただきます。

今年度、新型コロナウイルス感染症緊急対策での本市の状況、対応について、市民生活に対する施策で9事業、事業者支援の施策で7事業、各施設の感染症対策、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の準備など、市としてできる対応をしていると思います。

これらの事業を進めるに当たり、財源確保が必要でありました。そこで、この新型コロナウイルス感染症対策の総経費の内訳はどのようになっているのか。国・県などの財源元なども分かるようお願いいたします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

新型コロナウイルス感染症対策の総額は84億711万円のうち、国からの補助金69億6,948万円、県からの補助金1億3,365万円、地方創生臨時交付金8億415万円となり、一般財源は4億9,983万円となります。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、財政調整基金の減少が考えられますが、どれくらいになりそうなのか、また今年度の基金の推移はどれくらいになるのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

今年度末の財政調整基金の残高見込みですが、令和元年度末の63億2,024万円から7億8,727万円を取り崩して55億3,297万円です。

他の基金も含めた一般会計全体では、令和元年度末168億8,010万円から1億3,371万円取り崩して167億4,639万円を見込んでいます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策の経費に対して市独自施策を行っている関係で、一般財源から約5億円充てられていること、また今年度としての基金の減少も先ほどの御答弁で分かりました。

現在、令和2年度の事業自体はおおむね完了している段階であります。本市として国・県の補助金や地方創生臨時交付金を有効に活用し、基金も必要な部分を取り崩しながら行政運営をされたのではないかと考えます。最終的なところは、9月議会の決算のところにより分かってくると思いますので、そのときによりしくお願いいたします。

それでは、令和3年度当初予算について再質問をさせていただきます。

3年度当初予算としては、骨格予算という状況ではありますが、義務的経費、継続、拡充事業、新型コロナウイルス感染症対策の経費などが盛り込まれ、一般会計では前年比4.7%増の225億4,000万円、その後の補正予算においても今年度と同様にいろいろと対応を考えていることが分かりました。

また、合併算定替えの終了の影響について、本市としては本来の普通交付税の金額にはなりますが、国の地方財政計画で交付税が伸びていることにより、3年度としては大きな影響はないのではということも分かりました。

次に、本予算は骨格予算であります。民生費や教育費などといった歳出における各構成比の比率はどのようになっているのか、また、金額の推移はどのようになっているのか、特筆するものがあるのかお尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

令和3年度は民生費が大きく伸びており、全体の44.7%を占め、100億7,830万円で、前年より10億6,000万円増額をしています。

主な要因は、児童発達支援センターの建設で5億5,165万円、扶助費のうち、障害者総合支

援給付費が前年比2億2,864万円の増、その他障害者医療や生活保護費も伸びている状況にあります。

また、土木費についても道の駅周辺整備事業と湊高地区の整備事業の影響で前年比8.3%の増と伸びております。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

様々な継続事業を含め基金の活用も今後考えられると思いますが、そこで、中・長期的な見通しでの基金の推移はどのようになっていくのかお尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

一般会計全体の基金ですが、令和3年度末は前年度から7億5,000万円減少し、159億9,000万円となる見込みです。中・長期的には、社会保障経費の増加や公共施設の老朽化対策に対応するため、基金を毎年10億円程度の減少を見込んでおり、現状の基金が多いとは言えず、さらに令和7年度には合併特例債の適用期限を迎えますので、一層財政状況は厳しくなると考えています。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

中・長期的な見通しでは、一般会計全体の基金として毎年10億円程度減少させながらの財政運営が予測されるという現状であり、今後かなり厳しい行政運営が予想される状況です。

ここで少し、違う視点で市の財政状況がどのようになってきたのかを確認したいと思います。ここで、4年前も市長選の関係で骨格予算での計上でした。ここで、4年前の一般会計当初予算と比較して、どのような行政状況になっているのか、また推移的なものも分かれば併せてお願いいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

平成29年度の一般会計当初予算は198億3,500万円に対して、令和3年度は225億4,000万円で、差額は27億500万円になります。

歳入を比較しますと、新型コロナウイルスの影響で市税は8,000万円程度減収しており、地方交付税も合併算定替えが終了し、2億円の減収となっています。

歳出では、民生費が大きく伸びており、障害者総合支援給付費扶助については、平成29年度が8億8,672万円に対して令和3年度は15億3,694万円と約6億5,000万円も伸びており、介護保険や後期高齢者医療保険への繰出金も増加をしています。教育費についてもGIGAスクールの経費が増加をしています。

貯金に当たる基金残高については、平成28年度末は全会計で約185億円ありましたが、令和2年度末は約188億円を見込み、若干の増、一方、借金に当たる地方債残高については、28年度末は全会計で約317億円ありましたが、令和2年度は約297億円を見込み、減少しています。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

これらの数字から見ますと、本当はといいますか、その当時、財政状況が苦しくなると思われたこの4年間、日永市長の下、持続可能な財政運営がしっかりと行われてきたのではないかと私自身考えております。

ここで最後に、市長にお伺いいたします。

さきの12月議会一般質問の中で次期市長選への立候補をすると決意を表明されました。

そこで、2期4年間の市の施策、財政状況を含めた感想と3期目に向けての課題や方針、思いなどがあると思いますので、この場でお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

2期4年間の市の施策等についてということでございますけれども、先ほどもお話がございましたが、財政的には常々申し上げておりますが、市といたしましては自由に使える税収が非常に少なく、大変厳しい状況が今後も続く、今までも続いていたというふうに考えております。そんな中で、様々な事業を進める中で、市民の皆様方、関係者の皆様方の御理解、御協力のおかげを持ちまして、基金そして市債のほうをしっかりと前向きに市として取り組んでこられたのではないかとというふうに思っております。

しかしながら、ここで手を緩めてはいけないというふうに思っております。これからの次代を背負う愛西市で育っていく方々のために愛西市のしっかりとした礎を築くため、持続可能な市政運営を続けていかなければならないというふうに思っております。

特に、少子高齢化や人口減少に直面しまして持続可能な市政運営はさらに厳しさを増してくるというふうに思っております。事務事業を見直すことは当然のこと、今後の愛西市の行く末を考えた事業を展開していく必要があるというふうに思っております。そういったことを進めていきたいという思いをしっかりと持って市政運営に当たらせていただけてきましたし、これからも当たらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

これまで2期8年、日永市政の下、市職員や市民の方々と共に行財政改革を行い、将来を見据え、愛西市を現在まで導いていただいております。日永市長は愛西市の今後の事業、継続事業も含め、課題など、一番理解されていると思っております。これから、これらの先ほどの答弁でもありましたが熱い思い、考えも先ほど伺いました。愛西市の発展のために引き続き御尽力していただくことを強く望んでおりますので、よろしくお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

#### ○議長（島田 浩君）

8番議員の質問を終わります。

ここで出席人数の調整のため、暫時休憩といたします。

午後3時46分 休憩

午後 3 時48分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、10日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時48分 散会